

監獄協會雜誌

第貳拾八卷
第拾壹號

明治二十一年五月創刊 每月一回（十日發行）

（十一月二十日發行）

監獄協會雜誌第二十八卷第十一號目次

○論 說	刑事々業に關する實證的研究の必要を論じ併せて刑事統計の意義を説く	司法省 谷田三郎	(一七頁)
○講 演	刑の免除(承前)	判事 岡田庄作	(一七頁)
	門外漢の觀たる監獄	典獄 寺崎勝治	(三三頁)
○統 計	大正四年九月中出入監脫月未在監人員表外三表		(三三頁)
○說 林	犯罪人の血統的識別	面目を新にした紐育小供裁判(續)	(四〇頁)
	監禁の心理	女子の刑事上責任能力	英國賄賂及び秘密手數料防止會報告
	國民體位の下落		(四八頁)
○雜 纂	奉祝 御即位大典	石井光美	(四八頁)
	賽額	瀧處同人	(四八頁)
	平塚會計検査官の演説を讀む(二)	典獄 某	(四八頁)
	國民の「アルコホル」戰爭	エドヴァインテリース	(四八頁)
○寄 書			(六三頁)
○服裝		寡 澄 齋	(六三頁)
○通 信	熊本自警會本山支部發會式		(六五頁)
	短路たより		(六五頁)
	宮崎通信		(六五頁)
	感化講習員の來監	尾 原	(六七頁)
○保 護	各保護會の人員食費及工資		(六七頁)
	香川縣保護狀況		(六七頁)
	被保護人癡狀を受く		(六七頁)
	財團宮城縣出獄人保護會の顧問及理事會		(六七頁)
	秋夜雜感	北 筑 生	(六七頁)
○彙 報	監獄協會々報		(七四頁)
	茶話會	贈與金	(七四頁)
	輔成會々報		(七四頁)
	免囚保護事業講習會の狀況	免囚保護事業に關する注意事項其他	(七六頁)
	保護會事務所移轉	保護會新設及び合併	(七七頁)
	其後の加盟保護會		(七七頁)
○司法省監獄公文			(一〇七頁)

大正四年十一月六日 天皇陛下京都ニ行幸シ越
 へテ十日即位ノ大禮ヲ紫宸殿ニ舉ケサセ給フ
 恭シク惟ルニ 陛下聰明ノ才英偉ノ姿ヲ以テ列
 聖ノ丕績ヲ承ケ中興ノ隆運ニ當ラセラレ内ハ黎
 庶ヲ綏撫シテ德四海ニ被ムリ外ハ跳梁ヲ膺懲シ
 テ威萬邦ニ震フ今乃チ大禮ヲ舉ケサセラル、ニ
 遇フテ中外遐邇踊躍歡喜セサルモノナシ

伏シテ詔勅ヲ奉スルニ陛下大禮ニ際シテ周ク
壽考ヲ穉勞シ大ニ善行ヲ表彰シ殊ニ恩赦ヲ行フ
テ皇澤幽圀ニ及ヒ罪人ヲシテ過ヲ悔ヒテ自ラ新
ニスルヲ得セシメラル孰レカ感激垂泣セサルモ
ノアランヤ茲ニ聖壽ノ萬歳ヲ祝シ謹ミテ賀詞ヲ
奉ル十日取立、大勳モ榮耀ニ輝キヤシク
大正四年十一月六日、天皇聖不來、萬歳ニ賀シ、

監獄協會雜誌第貳拾八卷第十一號

論說

刑事々業に關する實證的研究の必要を
論し併せて刑事統計の意義を説く

(大正四年四月二十四日感化院長會議に於ける講演の一節)

司法省監獄局長 谷 田 三 郎 述

犯罪の豫防及び鎮壓を目的とする政治上竝に社會上の仕事を名けて刑事々業と
謂ふのであります、抑刑事々業なる語には本と廣狹二様の意義がある、狭い意味に
於ては刑事立法、刑事司法、司法警察、監獄事業等凡そ刑罰に依て既發の犯罪を鎮壓
せんとする公の働を謂ひ、廣い意味に於ては刑罰に關する仕事の外、不良少年、浮浪

者、酒亂者、悖德狂者、賣笑婦の取締、免因保護の事業等、汎く犯罪を未發に豫防せんとする公私一切の働をも包含するのである。私は以下廣義に於ける刑事事業の經營に關して申述べるのであります。

社會百般の事業を經營するには必ずや先づ一定の計畫を立て、豫め將來執務の標準となるべき主義方針と之を實行する順序方法を定めて置かなければならぬのは申す迄もない事である。刑事事業を經營するに付ても亦素より這般の計畫を立てる必要を見るのであります。然し此計畫を立てるには何を以て其基礎となすべき乎、是は餘程込み入つた問題で、政治法律、經濟、風教等社會の各方面を觀察し種々の論點を講究せねばならぬのであります。私は今此問題の内容に立入て専門的説明を試みんとするのではありませぬ、私が此處で申述べ様と思ふのは、凡そ或る國に於て刑事事業を經營せんとするには、其國の犯罪現象に就て十分なる研究を遂げ、之に依て確かめ得たる實際の事實を基礎として計畫を立てなければならぬと云ふ簡單な事柄に過ぎぬのである。私は二つの對照物を援用して、此論旨を説明致さうと思ふ。

社會は一の有機的組織體で、理論上之を人間の身體に比擬することが出来る。而して此の擬制を推廣すれば、社會組織を侵害する犯罪は身體組織を侵害する疾病に匹敵し、犯罪の防遏を目的とする刑事事業は疾病の防遏を目的とする衛生醫療に匹敵するのである。是故に現時の刑事學者は犯罪を社會の疾病と名け、刑事事業を社會的衛生醫療と稱へ、身體の衛生醫療と同一の理合に則りて刑事事業の經營を論じて居る。私は醫術の事を心得ませぬから、適當な説明は出來兼ますが、醫師が我々の疾病を治療するのを見るに、先づ第一に患者の現狀を診察して其病氣の性質と程度とを確かめ、次に過去の經歷を推究して病氣の原因を確かめ、斯くして知り得たる事實を基礎とし、尙其外に患者の體性、體質、年齢、生活狀態、日常の慣習等を參酌し、茲に始めて相當の治療方法を案出するのである。則ち藥の品質及び分量を定めて患者に投劑するには、豫め實地に就て疾病に關する諸般の事實を確定し、然る後始めて處方を作るのが、醫師の履むべき常道であつて、診察の手順を省き、實驗上事實を確かむる事なくして、漫りに容體藥を盛る様なことは責任を知る醫師の敢て爲さざる所であり、犯罪を取り扱ふのも之と同じ道理で、先づ第一に犯罪人

若くは犯罪界の實狀を調査して犯罪の性質と度合を確め、次に各種犯罪の因て生ずる所以を推究して其原因を確め、此くの如くにして確定したる事實を根據とし、尙ほ一般社會の狀態と犯人特殊の事情とを考へ、然る後始て適當の救済策を講ずべき筋合である。若夫實際の事實を知らず、漫然犯罪の救済に著手するが如きは、恰も患者を診察せずして容體藥を盛るのと同様で、適實な効驗を期待することを得ざるは當然の理である。是に由て觀れば刑事事業經營の第一要義は犯罪界の實情を調査し、犯罪現象に關する事實を確知するに在ることが誠に明かであらうと考へます。

今一つ對照物を提出して、事實調査の必要を明かに致し度い、近時歐米諸國では犯罪人を總括して犯罪軍と呼び、刑事事業を犯罪戰爭又は犯罪征伐 *The struggle against Crime, la lutte Contre la Criminalité, der Kampf gegen das Verbrechertum.* と號し、斯事業の經營を作戰に擬らへて居る。是蓋し犯罪人は社會を攻撃する敵兵で、刑事事業は之を反撃し防禦し若くは掃蕩する動作に外ならぬからである。斯くの如く刑事事業を戰闘に擬らへて見るときは、此事業の經營に就て犯罪界の實情を探知する必要は愈

明かにならうと思ふ、何故なれば戰を爲すには先づ以て敵軍の容子を探り、其情勢を知らねばならぬ、敵の實情が判明した上で各場合の必要に應じ夫々隊伍を組み、部署を定め相策應して行軍に著手すべき筈であつて、敵情の判明せざるにも拘らず、直に戰闘を開始するのは所謂暗夜の鐵砲で偶さか成功することがあつても、夫は怪我の功名に過ぎないのであります。

如上の理論は犯罪戰爭たる刑事々業の上にも的確に應用することが出來ます。犯罪界の實相を知らず、臆斷を本として刑事々業に著手するは敵情を察せずして戰を開始すると同様全く無謀の輕擧と謂はなければなりません。

上來申述べた所は要するに刑事々業を經營するには社會の眞事實に就き具體的研究を遂げ事實の基礎を確立する事が最先の條件であると云ふことに歸著致します。此事たるや殆んど自明の理で、殊更に説明を待たぬ様に思はれるかも知れませぬが、此分かり切つた理屈が意外にも近時に至る迄一般に分つて居なかつた、多少分つて居たにしても實際には行はれて居なかつたのであります。則ち舊來の刑事々業は立法の方面に於ても裁判警察監獄の方面に於ても、感化救済の方面に於

ても概ね皆な抽象的理論と獨斷的信條に基て企畫經營せられたもので、具體的調査と實在的事情を根據とするものはなかつたのであります。然るに十九世紀の後半以降自然科学の勃興に伴ひ實證的研究の方式が社會人事の上にも應用せられ、社會學實驗心理學などの實學が著しく發達致した結果犯罪及び刑罰の學問も亦た其影響を受け、抽象的空理や獨斷的信條を基本とする舊學説は次第に衰へ、實世界の活事實を根據とする新學説が年と共に勢力を占むるに至つた。學界の趨勢此の如くなるのみならず事業界に於ても積年の經驗上傳來の刑事制度竝に刑事の實務は何れも理論に偏して實際に疎く、徒らに形式に流れて實用に適せず、到底犯罪防遏の目的を達するに足らざる事を覺り漸次其經營振を改め、空理を去つて實際に就き、形式を捨て、實益を重んずる様になつて來たのであります。

右は歐米に於ける刑事界の近況であるが、我日本に於ける刑事々業の有様は如何でありませうか、由來我國民は模倣性に富み、輒く外國の事物を攝取して巧に之を應用する事を長所と致して居る、殊に維新以後に在ては所謂文明開化の旨義に則りて社會の革新を企て、最も大膽に歐米の制度文物を模倣しつゝあるのである、刑

事々業も亦歐米の型を模倣したもので、法制は素より學問の側に於ても實務の側に於ても悉く西洋の氣分と面影を傳へて居るが、右に述べた社會の實情を基礎とせねばならぬと云ふ實證的觀念は未だ極めて微弱であると斷言して差支ないと思ふ、私は多年司法部に職を奉じて多少我國刑事界の消息を承知して居る積りであり、我が國の刑事々業は立法の振合を見ても、司法の振合を見ても、今仍は理論と形式が主となつて、事實の真相を調査すると云ふ事柄は常に閑却せられて居る様に思はれる、加之學問の傾向に就て考へて見ても、理論の討究は相當に行はれて居るでありませうが、事實の研究に屬する論著とては一も見當らぬのである、其他刑事に關する民間の事業例へば免囚保護事業の如きも近頃保護會の數だけでは無暗に殖へましたが確乎たる事實上の調査に基て設立せられたものは殆んど之を見る事が出來ぬ、諸君御承知の通り我國に於ける刑事々業の成績は遺憾ながら多く見るに足るものがないのです、是には種々の因縁もありませうが、事業の計畫不完全にして必要なる事實的基礎を缺いて居る事が確かに其一原因を成すものと考へらるゝのであります。

感化事業も廣義の刑事事業に屬すべき性質のもので、事實的基礎を必要とする點に於ては一般の刑事事業と異なる所はありませぬ、但だ私は感化事業に關係して居りませぬから、現時我國に於て此事業が如何に企畫經營せられつゝある乎を承知致しませぬが、賢明なる當業者諸君は夙に此點に著眼せられて居ることゝ信じます、仍て茲には唯だ感化事業の方面に於ても確實な計畫と眞摯な研究が今後益多く現はれて一般刑事事業に貢獻せん事を希望する丈けに止めて置きます。

二

前節に於て申述べた犯罪事實の調査は如何なるものを材料として之を爲すべき乎、又犯罪の科學的研究は如何なる方式に依て之を爲すべき乎、此事に就ては専門學者の間に色々六ヶ敷い議論はあるが、調査材料中最も重要なものは刑事統計で、研究の方式中最も適切なるものは統計的方式であるといふ一事は何人と雖も之を争ふことが出来ないのである、私は本節に於て(1)刑事統計の一般的概念、(2)我國に於ける刑事統計(3)本講話の基本たる不良少年の統計此三項目に就て順次簡単な説明を致さうと思ふのであります。

専門的に説明すれば統計と云ふ物の意義を定め其種類を分つのは中々容易の業でない、刑事統計の定義を下し、之れが類別を爲すに就ても色々な説がある、併しなから通俗的に申せば、刑事統計とは犯罪人と犯罪行為に關係ある事實を數字を以て具體的に表明するものを謂ふので、之には一般的のものゝ部分的のものゝの二種類がある、一般的刑事統計とは一國に於ける犯罪人の員數は何程で、犯罪の個數は幾千ある乎、之を其國の人口と比較すれば其割合は如何、犯罪の性質種類に従て分類すれば各罪の歩合は如何、犯罪人の男女、年齢、健康、職業、資産、教育、宗教、家庭等の差異に依て區別すれば如何なる結果を見る乎、犯罪人の受刑の度數若くは入監度數から區分すれば人員の割合は如何になる乎、斯様な事柄を始め犯罪及び犯罪人の研究に關して參考資料となるべき事項を汎く網羅して居るものを指すのであつて、部分的刑事統計とは其記載の範圍が全國に亘らずして一地方に限らるゝものゝ犯罪若くは犯罪人の全般に亘らずして特殊の種類に限らるゝもの、總ての關係事項を網羅せずして特定せる二三の點に限らるゝものを指すのである、斯くの如く刑事統計には一般的のものゝ部分的のものゝとがあつて一様に其效用を論するこ

とは出来ませぬが、刑事統計の本義は要するに數字を以て犯罪界を寫生するに在るのでありまして、我々が具體的に或る社會に於ける犯罪の状態と其趨勢を知り進んで其原因と救治法を講究する上に於て是程確實なものはありませぬ、是故に刑事家は刑事統計を「刑事々業界の羅計盤」又は「犯罪戦争の斥候隊」と名づけ、學問上及び實際上無二の参考材料として之を尊重するのであります。

斯様に申上たならば、刑事統計は何より結構な活字引で、是さへあれば犯罪問題は立ろに解決し得る様に聞へるかも知れませぬけれども、實際は中々さう旨くは参りませぬ、なせ旨く行かぬかと云へば、詰り現今の刑事統計は未だ不完全たるを免かれぬ、如何に完全を誇つて居る佛獨の刑事統計でも足らぬ所が澤山あつて、何でも注文通りに辨するといふ程度に達して居ないのである、然らば如何なる點に不足が在る乎、統計を根據として説を立てる者は勿論、統計に基く説を聽く者は統計の長所を知ると共に其短所をも承知して居らねばならぬ、之を承知して居らぬ以上は統計の眞價が分からぬ、統計の眞價が分からぬ以上は統計を根據とする議論の價値も亦定まらぬ道理である、私は先に統計の長所——即ち統計は眞事實の寫眞

であるといふ點——を述べましたから、今や驪て其短所を一言致して置かうと思ふ、諸君は之に依て現今の刑事統計なるものは大凡そどれ程の値打のものである乎、又た私が後に我國の不良少年に就て述べる統計上の話はどれ程まで信憑すべきものである乎を批判せられんことを望みます。

第一に注意すべき點は現今の刑事統計に掲げてある犯罪又は犯罪人の數は實數の一部に過ぎずして、其全部を表示して居ない、即ち刑事統計には告訴、告發、自首、官吏の認知等に因りて公に露現した犯罪が掲げられてあるだけで、公に知られずして潜伏して居る犯罪は此に現はれて居ない、術語を以て之を言へば、刑事統計は表面的犯罪のみを擧げて、伏在的犯罪を計算しないのである、然るに實世界に於ては暗から暗に葬られて公にならぬ犯罪の數は決して少くない、殊に社會の慣習被害者の意思に依て告訴告發の手續を爲さずに済ます犯罪事件は非常に多い、又告訴告發があつても檢舉機關が無能力の爲めに犯人を探知せずして終る場合も多々あるのである、右の如く刑事統計には伏在的の犯罪が洩れて居るのであるから、刑事統計に掲げてある犯罪若くは犯罪人の數を以て直に實數を推定することの出

來ない缺點がある、思ふに統計なるものは其種類の何たるを問はず、大数の表示を以て満足せねばならぬもので、確然實數と符合することは事實期待し難いのであるが、刑事統計に至っては他の統計に比し實數と相距ること一層遠いのである、是れは刑事統計の目的物たる犯罪の性質から来る自然の結果で、奈何とも仕難いのでありますけれども、此缺點あるが爲め統計の效用は著しく減殺さるゝことにな

ります。次に注意すべき點は刑事事業の研究上最も必要な事項にして現今の刑事統計に現はれて居ないものが澤山にある、歐米の刑事統計中最も精確の稱ある佛獨の刑事統計は私が先に一般的刑事統計の意義を説明する際に列擧した通り、犯罪人の身上に關係ある事項を可なり多く掲げては居るが、是とても決して十分といふ事は出來ないのみならず、足りない處が頗る多い、就中犯罪人の性格に關する事項の表示が最も不足で、犯罪人の境遇に關する事項の表示も亦甚だ詳密を缺いて居る、其他刑罰の實際的效力如何を見るに足るべき材料が極めて貧弱である、此以上詳しい事は専門の領分に入りますから、最早申上げませぬが、之を要するに現今の

刑事統計は掲載事項の範圍狹隘にして不備の點多く、未だ十分に我々の需用を満足せしむるに足らないのであります。

前述の如く現今の刑事統計は未だ不完全であるとは申すものゝ、夫れは絶對的價値を認むるに足らぬと云ふ意味に外ならぬので、相對的見地から言へば、犯罪に關する事實上の研究を遂ぐるには刑事統計が無二の材料で、之より優つたものとして

は求めても得る事が出來ないのであります。我國には二様の刑事統計が發行せられて居る、一は日本帝國司法省刑事統計年報と題し、他の一は日本帝國司法省監獄統計年報と題してある、前者は大正二年の分が第三十九年報で、後者は同年度分が第十五年報となつて居る、此二者は共に犯罪及び犯罪人に關する統計即ち刑事統計でありますが、刑事統計年報は専ら裁判所で取扱つた刑事事件を基本として編成したもので、監獄統計は専ら監獄で取扱つた受刑者を基本として編成したものである、而して編成の方式は何れも外國の例に倣つたものゝ様であるが、我國の刑事統計年報は外國の刑事統計とは餘程趣を異にして居る、外國の刑事統計は其國の犯罪現象と之に牽聯する關係事項とを表

明して刑事學及び刑事事業の研究材料と爲すは勿論、併せて道德統計の用に供する目的を有つて居るのである。然るに我國の刑事統計年報に、示す所は裁判所で取扱つた捜査、豫審、公判、上訴の事件數及び被告人員、事件取扱日數、既濟、未濟の割合などが重なるもので、其目的は主として司法行政の監督材料を作らんとするに在るので、故に我刑事統計年報は犯罪界の寫真と云はんよりは寧ろ刑事裁判所の執務成績表と云ふのが適當であります。尤も最近に發行する我刑事統計年報には單純なる事務成績の外に尙は受刑者の職業、教育、資産、生計等の身上關係並に性格に關する取調が掲げられてあるが、各項目の細別が粗雑なばかりでなく、裁判所で統計の原料を集める際事實を認定する仕方が洵に不確實で慎重を缺いて居るから、其數字には十分に信を措き難い憾があるのです。又監獄統計年報にも在監人の境遇及び性格に關する取調が掲載せられてあるけれども、是亦項目が完備して居ないので、のみならず、事實の認定に就て正確なる方式が適用せられて居ないのである。此二種の統計の外に尙ほ公刊しない統計で「犯罪件數表」と稱するものがある。前に擧げた刑事統計及び監獄統計は裁判所に於て有罪の判決を受け又は有罪の判決が

確定した犯罪人のみを掲げて居るのであるが、此犯罪件數表には犯人の檢舉不檢舉、起訴不起訴、有罪無罪を問はず都て公に知れたる犯罪は悉く之を計上してある。此表は唯だ犯罪の總件數と其罪質別とを示すのみで、其以外の事項を掲げて居ないので、素より不完全たるを免かれぬのであります。由來刑事統計は先進國に於ても尙ほ未だ不完全の域を脱せぬ上に、我國の刑事統計は一層不完全であるとするれば、我々は我國の刑事事業を研究し、之を經營するに方て的確な事實上の基礎を有たぬ譯でありますから、今後大に統計の必要を鼓吹し之れが發達を圖らねばならぬこと、考へる、繰り返して申しますが事實を基礎とせざる社會的事業は砂の上の建物である、而して事實上の基礎を得る所以の方法は之を統計に藉らなければならぬのであります。専ら感化事業のみを目的物とする統計の事は不案内であります。内務省の統計年報に掲載してある感化事業の統計などは貧弱極まつたもので、歐米諸國の感化事業の統計とは眞に雲泥の差がある。此位のもものでは到底實際の需用を充すに足らぬと考へる、是亦今後改良を加へる必要があるのでありませう。

私が次節に於て述べんとする我國近時の犯罪少年及び其他の不良少年の状態は前掲刑事統計と監獄統計と今一つ大正三年八月一日現在不良少年實數調査表と云ふ統計とを基礎として取調べたものであります、此の終りの統計は少年法編纂の材料として司法省が昨年四五月頃全国の検事局に訓令して豫め準備の上、八月一日現在の不良少年及び準不良少年の員數竝に所在を調査せしめ、其報告を集成したものである、不良少年の統計的調査は此前にも一度試みたことはございますが一定の標準に従て調査を遂げたのは是れが初めてでありまして、諸君に於ても多少の「インテレスト」を有せらるゝことゝ信じますから、私は主として此表を御目に懸けたいと思ふ但だ此調査も私共が期待した様に正確には行はれなかつた監獄に拘禁中の者と感化院收容中の者とは其數に於て間違はありませんが不檢束の者に至ては其取調が正確であると認められないのであります。

演 講 出 演 者 田 田 庄 作 君

刑の免除 (承第二十八 卷第四號)

判 事 田 田 庄 作 君

果して然らば須らく裁判官を代へるが宜い、他方に於て又若し不平等なる裁判或は不公平なる裁判が生ずる事ありとしてもそれに時としては控訴上告等の更正制度が設けてありて之を更正する事が出来るのであるから差支はない斯う云ふやうに言ふのである、新刑法は新派の主張に立脚して刑の免除制度を設けたものであらうと思ふ。

其次は刑の執行猶豫と刑の免除との關係に於て一言申上げて見やうと思ふ、刑の執行猶豫は犯罪があるが故に刑罰を科する、刑罰を科するが其執行だけを一時猶豫して置く、或期間内に更に悪い事をすれば其執行猶豫を取消して命ぜられたる刑は其執行を受けなければならぬ、若し悪い事をしなければ刑が其儘免除される斯う云ふ制度である、之に反して刑の免除は今まで申上げた如く頭から刑を科

せない、被告は是れ／＼の悪い事をした併ながら刑を免除すると云ふ制度である、さう云ふ風な譯であるから之に對する新舊兩派の主張が又異つて來るのである、新派の言ふ所に依ると刑の執行猶豫と刑の免除とは違ふ、少くとも刑の執行猶豫は刑を科せられて居るのみならず一定の期間内に悪い事をすれば再び其刑の執行を受けるのであるから、全然刑を科せない所の免除制度とは其趣きが違ふ、違ふけれども要するに刑の執行猶豫も刑を免除するが爲に刑の執行猶豫をするのである、刑を科するが爲に刑の執行猶豫をするのでない目的は刑の免除に在る、而して事實に於て大部分は先づ刑の免除と云ふ結果を生じて居る、であるから刑の執行猶豫を採用した以上は刑の免除も亦採用しなければならぬと云ふのでありますし、舊派の主張する所は今申上げた如き刑の執行猶豫は刑の免除とは違ふ、刑の免除は法の豫想せる刑を科せないのである、刑の執行猶豫は刑を科して而して一定の期間内に其執行を猶豫するのである、刑を施行せられると云ふ恐れがあるのみならず社會一般の觀念が頭で刑を免除せられたと云ふのと刑の執行を猶豫せられたと云ふのとは大層違ふのである、即ち一般豫防の方面より見ても此刑の執行猶豫と免除とは違ふのである、であるから刑の執行猶豫を採用する事は出來るが刑の免除は採用することが出來ないのである、といふのであります我刑法は無論此新派の立脚點に立つて刑の免除と云ふ制度を採用したのであらうと思ひます。

次に歴史的に此刑の免除の制度を論じて見やうと思ふのであります、總て制度を設ける上に於て制度を評論する上に於て歴史を闕却すべきものではないと思ふ、而して我國の刑の免除の歴史を觀察して見ると、組織的に説述せられたる所の書物もありませんし、断片に依て之を殘らず蒐集すると云ふ事は到底仕事の多い吾々には不能であります、故に其一端を申上げるのであります、上古時代に於きましては仁徳天皇の朝に阿我能胡と云ふ人が罪があつて死刑に處せらるゝ筈なりしに所有地を朝廷に奉つて死刑を免れたと云ふ事あり、履仲天皇の朝に倭直吾子籠と云ふ人があつて仲ノ皇子の反亂に與みしてさうして死刑に相當したのを其死刑を免れたと云ふ事がある、大寶律に於きましては純然たる刑の免除の制度はございませぬでしたが、銅を以て之を償うことになつて居る、輕きは銅一斤より重きは銅二百斤出せば其罪を免れたのであります、尙大寶律の示す所に依りますと無論是は廣き範圍に於ける免除制度になるのであります、尙大寶律の示す所に依りますと無論是は廣き範圍に於ける免除制度になるのであります、非常赦と特赦は重き犯罪に對して行はれ常赦は輕い犯罪に就て行はれて居る曲赦と云ふものは一地方の犯罪に對して一地方の長官が行ふことになつて居る、是等の恩赦の制度が適當に行はれて居れば或は其效果も亦良好であつたかも知れないが、佛教が渡來致しましてより所謂佛教の慈悲の精神が此方面にも亦傳播して、而して非常に恩赦制度が紊亂して來た、遂に

は刑法の威嚴を失墜し而して犯罪の發生を促すと云ふやうな嫌を生じたのであります、特に孝謙天皇及聖武天皇の朝に於て甚しきを見たのであります、戰國時代に至りましては到底刑法の威嚴と云ふものが完全に行はれないのでありますから、歴史の上に現れて居ります所に依りましては洵に曖昧で分らない、併ながら唯死罪に處すべき人を赦してやつたと云ふ實例は諸君の頭にも確に残つて居ることであらうと思ふ、頼朝六代の如きは其適例である、徳川時代に至りましても斯う云ふやうな恩赦の制度があつた、其制度は矢張大寶律の制度を襲用したのであります、深く日本の歴史を詳細に研究したならば或は面白い制度が設けられ面白い事實があつたらうと思ひますが、今申した通り纏つた書物がある譯でなく、稗史斷片を調べるには時がないのでありますから日本の制度に付きましては僅に此の位の事を申上げるに過ぎないのであります。

之に反して獨逸の方は大分材料が豊富である、獨逸の方は歴史の示す所に依りますと御承知の如く其昔はマンフランク時代と云ふのがあつた、其時代に於て生じたる事柄より極く極く搔摘んで簡單に申上げて見やうと思ひます、其時代に於ての犯罪は第一に平和の破壊である、平和の破壊と云ふ事が即ち其時代に於ける犯罪である、重き平和破壊と輕き平和破壊とある、即ち重き平和破壊は一般公衆に對する侵害行爲にして、輕き平和破壊は一個人に對する罪である、之に對してどう云ふ制裁

を科するかと云ふこと一般人と伍することを許さないのみならず一般人から打擲されても何とも苦情が言へないと云ふ事になるのであります、其制裁は誰が科するかと云ふこと即ち會長が科するのである、故に會長は刑罰權を持つて居ると同時に刑を免除する權力も握つて居つたのであつて會長は賠償金を取つて免除したのである、所が此時代に於きましては神様と云ふものは罪人を犠牲として召食がると云ふやうな觀念が行はれて居つて、そこで犯人があること云ふと神様の犠牲となるべく一應神様の裁判を仰ぐ、差上げませうか如何でございませうかと云ふ此裁判は籤に依て行はる、長い籤を引いたのは或は神様に差上げるとか、短い籤を引いたのは神様に差上げないと云ふやうに籤に依て極めるのである、若し此籤に免れたならば神様は御採用にならない事になつて死刑を免れる事になる、是も一つの刑の免除の方法である、それから復讐權と云ふものが一個人にありまして生命財産を害したる犯罪に對して被害者は復讐權と云ふものを得るのである、而して其復讐權が免除される場合がある、それは被害者と犯人とが裁判上又は裁判外の賠償契約を結び犯人が賠償金を出して復讐をされることを免れるのである、是も一つの免除の制度である、所が後に中世紀頃に至りまして、グロッシュと云ふ大王があつた、是が非常に活潑な大王であつて自分の持つて居る領土を大名と云ふやうな者に總て分けてやつた、であるから自分の持つて居る國家權力が皆分割されて是等の小さな領主或は小さき王に讓渡

されたのである、即ちさう云ふ権力がさう云ふ人々に推移した譯である、國家權力が移つて行くと同時に刑罰權力が移り同時に恩赦權と云ふものが移つた、所がさう云ふ権力を受けた所の大名なり領主なりと云ふものは自分の権力は頗る薄弱であると感じ自己の臣下又は一般の國民に對して服從義務を科した、即ち其形式としては服從宣誓と云ふものをさせた、王に對して少しも反抗は致しませぬと云ふ宣誓をさせた、其宣誓が即ち犯罪となるべき前提となつて其宣誓違反の行爲を爲すと云ふと直ちに犯罪とせられて之に相當なる刑罰を科せられたのである、其刑罰は或は全財産を沒收するか或は死刑である、併し是等の刑罰權は無論領主大名等が持つて居つて從て減刑をし或は免除をすることが勝手に出來たのである、併ながら此時代に於ても一私人に對する所の犯罪は無論存在する譯であつて又同時に一私人が之に對する復讐權を持つて居つたのである、然るに計らざりき此時代に於て耶蘇教と云ふものが勃興して其勢力や頗る大なるものがあり耶蘇の慈悲權とでも申しまする權力が盛になつて、此慈悲權の行使の下に耶蘇の僧正大僧正或は又知名の坊さんが罪の赦免を請ふと云ふやうな事があつたのであります、其耶蘇の坊さんが罪の赦免を請ふと云ふとどうしても罪を赦さなければならぬ、それ程耶蘇教の勢力が強かつたのであります、又此時代に於て耶蘇教がそれ程潛勢力を占めて居る譯からして避難權と云ふ權利も犯罪人に生じたのである、それはどうかと云ふと犯罪を犯して寺の中に逃

込むと云ふと之に對して國家の權力と雖も指一本染めることが出來なかつたのである、併ながらそれならそれぎり罪を免れたかと云ふとさうではない、坊さんの媒介に依て賠償金を支拂つて刑を免れる事になるのであります、要するに此時代に於きましては刑の免除權と云ふものは被害者自身にもありました領主にもありました古く溯つては會長にもあつたのである、併ながら裁判官なるものが刑の免除を爲すことは先づ以てなかつたのである、其後フランク王國が滅亡してどうなつたかと云ふと此時代に於て最も著しき事柄と云ふものは郡縣憲法と云ふものが破壊されたと云ふ事柄である、郡縣憲法と云ふのはどう云ふものを言ふかと云ふと、其憲法に依て郡や縣が支配されて居つたと云ふ事である、郡や縣が其憲法の下に秩序整然として存在して居り王の支配の下に絶對に服從して居つたと云ふ事である、其憲法がどう云ふやうにして破壊されたかと云ふと、即ちフランク王國の最後であります、自分の持つて居る所の領地を割いて或は領主にやり或は自己の臣下にやり或は豪族にやり或は又個人にやると云ふやうな工合に非常に分けてやつた然らずんば貸してやつたのである、土地の贈與貸與と同時に國家權力が共に自然と豪族僧侶個人等に移つたのである、それと同時に刑罰權も移り刑の免除權も移つた、所が順を追ふて歴史の事實は進むのであるからして是等の推移状態が延いては市町村に及んで市町村たるものが土地を領有し、而して土地に對する所の支配權を有し從つて刑の免除權を

も亦享有するに至つたのであります。此時代に於て面白いのは十人権と云ふ権利がある、それはどう云ふ事を意味するかと云ふと死刑を執行する所の官吏が十人執行すれば十人目の人に對しては自分が勝手にすることが出来る即ち十人目の人は自分の得分になるのである、之を殺して以て彼の生命を奪ふも自由であり生して以て彼より賠償を得るのも亦自由であつた、故に大抵十人目の死刑囚は相當の對價を拂つて言ひ換へれば賄賂を贈つてさうして其刑罰を免れた、併ながら其賄賂たるや公の賄賂として許されたものであるから或は賄賂でないかも知れぬ、其次には綱切權と云ふものがある、即ち綱を切ると云ふ權利は其當時に於て死刑を執行するのには綱を首に引掛けて首を締めて殺す事になつて居つた、貴婦人がそれを哀願してさうして綱を切つてやれば同時に死刑が執行されない、死刑囚が其刑を免除されることになる、無論最初は現實に綱を切つて貴婦人が助けたのであるけれども婦人が哀願すれば直ちに刑を免除すると云ふ事に後にはなつた、次には結婚權に依て刑を免れたと云ふ事がある主に若き婦人が持つて居る權利である、犯人が死刑の執行臺に上つて居る、其所に若き婦人が自分はその人と結婚したいと云ふと執行官は死刑を執行せず繩を解いて婦人と結婚させて同時に放逐するのである、言ひ換ふれば追放と云ふ刑罰に處するのである、或婦人が偶々結婚しやうと思つて死刑囚の繋いである柱の下に行つて見た所が何ぞ計らん其死刑囚は片眼であつたあれでは御免蒙ると云

ふので逃げたと云ふ事があります、此時代に於て耶蘇教の慈悲權が其範圍を擴張しまして寺院に入つても裁判所の法庭に於ても或は賦役地に入つても共に免除權を得たものである、耶蘇教の影響に依て最も勢力を逞しうしたのは請願權とでも申すべく又は哀願權とも申すべきものである、此權利は犯人の親族知友のみならず僧侶或は知名の人も持つて居る、此權利が勢力を逞しくして始末にいけないとなつた、即ち知名の士或は僧侶が哀願するときは赦さぬ譯に行かなかつたのである、其弊害が頗る逞しくなつたが爲に此請願權或は哀願權と云ふやうな權利の行使を禁じた時代がある、又其當時に於ては刑罰が確定してをてつて裁量範圍と云ふものがなかつたのである、人を殺したる者を死刑に處し物を盜みたる者は十年の懲役に處すと云ふやうに確定して居つて餘裕がなかつた、さう云ふ場合に於ては裁判官に於て刑罰を寛にする事が出来たのである、尤も裁判官は賠償を請求し犯人は大抵金を出してさうして其確定されたる動すべからざる刑罰を動して輕き刑罰に變へて貰ひ或は輕き刑罰ならば刑の免除を得ると云ふやうに爲し貰ふたのである、近世に至りまして羅馬の學說が獨逸に侵入しましてさうして其學說を研究したる結果として國家の權力は一地方或は一私人に於て行使さるべきものにあらずして、國家の權力は君主が行使すべきである従つて刑罰權も君主にある刑の恩赦も君主にある、斯う云ふ説が入つて來て十六世紀以後は漸次君主の手に於て此權力が行はれたのであります、此關係も新

派齋派が如何に觀察するかと云ふと新派の方から申しますれば、苟も社會に歴史的事實として存在して居る以上は宜い所があるからである、宜い所があるから何千年若くは何百年の間刑の免除と云ふものは行はれて居つた譯であるから、刑の免除と云ふものを今再び設けても一向差支ない、殊に裁判官に依て爲された事實もあるから裁判官に依て刑の免除をされた所が餘り多くの弊害を見ることはなからう、斯う云ふやうに觀察致しますし舊派の方の人の觀察は、成程さうかも知れないけれども歴史的事實に依て存在して居つたのは國家の權力が非常に衰退した、否寧ろ君主の手から離れて下人民に移つた場合に刑の免除が一人に移り領主に移り裁判官に移つたのである、今日では國家權力は確立して君主の手中に握られて居る譯である、斯う云ふ場合に刑の免除のみを離して裁判官に移すことは間違である、斯う云ふのであります、我刑法は要するに新派の立脚點に立ちしものであらうと思ひます。

之を要するに刑の免除の制度は其立脚點を異にする新舊兩派より觀察しますると未だ遽に是非得失を斷する事が出来ないのであります但我刑法が此制度を採用して居るのは要するに新派の言ふ所に依て設けたものであらうと思ふのでありますから此制度を研究するには新派の言ふ所を十分味ふ事が必要であらうと思ひます、下らぬ事を長く申しまして清聴を汚しました。(完)

門外漢の觀たる監獄

安濃津地方裁判所檢察中職中大正三年十二月二十四日同所監獄に於て職員に對し爲したる講演の要領なり

典獄 寺 崎 勝 治 述

歐羅巴の戰亂に際して我帝國は獨逸に對して戰を宣し去る八月二十三日宣戰の詔勅を下されました其中に陸海軍人は戰鬪の事に従ふべく百僚有司は各々其職務に率循して軍國の目的を達すべしと宣はせられました私が私は諸君と共に種々の研究を爲すのは即ち軍國の目的を達する所以の道であると信じます、今夕私は監獄法若くは其附屬法又は刑法即ち法學上より監獄制度を研究することを避けて今少しく眼界を廣くし種々の方面から監獄を觀察し研究して見度いと思ふのであります、現今の状態は單に法律上より監獄を觀察し他の學問上の研究を爲ゆる傾向がある、歐羅巴にありては刑法の補助科目をも必要とし刑法の研究には必ず之を附隨させて居る、如此學問の必要を近き例を以てお話し見ませう、二十歳未満の犯罪者に對し檢事は起訴を爲し裁判官は懲役一年を言渡し監獄は刑の執行を爲す場合に於て若し其者が精神の發達が不完全でありまして二三分足りないとしたならばどうせう、監

獄に於ける懲戒の效力甚だ薄く其刑の目的を達することを得るや否や疑問である、元來其人が病氣でありまして精神上の作用が八分しか無いと假定せば其懲戒の效力が充分顯はれないと云ふ結果になる之を知るには精神病理學の研究を要するのであります、従つて違法行爲以外の方面即ち精神異常の有無及其程度をも研究し其結果或は醫師の診断をも要することになるのであります、夫れ故に司獄官は病理學の一斑を心得て居らねばならぬ、監獄法學以外に種々の研究を要することは此一事に依つても明らかであります、先づ第一に政治學上より研究して見ませう、政治とは政治的現象でありまして或る問題に付いて政府が根本的の意思を決定することでありまして近く例せば本縣に於ける四日市の築港問題の如きは一の地方問題なれど政府の意思を決定することになりますから政治問題になるのであります、犯罪に關する政府の方針は即ち刑事政策でありますから監獄に付いて云へば獄政問題であります。

監獄内に於ける犯人の懲戒は諸君の直接に取扱はるゝ事柄であるから深く論ずる必要はない。刑罰以外の懲戒に付いて申せば檢事が或る犯罪人に對し起訴猶豫を與へる場合には必ず相當の條件を要するものである、又裁判官が刑の執行猶豫を爲すに付いては法定の條件が必要である、警察官が輕微な犯罪に付いては或る條件を具備すれば微罪釋放の手續を致すことに爲つて居ります、而して此場合に

於て各個人は其境遇を異にするから境遇其他の状態を觀察し保護監督を爲し善良の臣民となさねばならぬ、更に之を監獄の方面に於て見るに在監人と出獄人との二つに別けることが出来る、出獄人は監獄外に在るから感化が頗ぶる困難であるけれども在監人は獄内にあるから……自分の権内にあるから自由に出來るのであります、犯罪人を監獄に收容して懲戒をする目的は其非行を後悔して改悔させ善良なる臣民たらしむるにあるのであります、併しながら懲戒の目的を達することが出來得る場合と出來ない場合とありまして全部其目的を達することが不可能であります、彼の精神低格者の如きものであつたならば到底懲戒感化は出來ない結局病院へ入れるより外道がないのでありますから適當の措置を取つて出獄させては如何かと思ひます、夫れから改悔の見込みあるものは一日も早く假出獄を爲し獄費を節減する必要があります、前に述べました刑罰以外の方法即ち刑の執行猶豫微罪釋放起訴猶豫等に關する研究を爲し獄外に於て懲戒感化を爲し入監させない方法を執れば獄費を節減することにもなります、刑事裁判や監獄の費用は多大でありまして文部外務農商務の三省を合併した位あると云ふことであります、可成節約しなければならぬと思ひます、元來監獄の經濟は不生産的のものでありますから可及的縮少を要するものでありまして爲政家は可成監獄に入れないことを望み又一人でも多くの假出獄者のあることを希つて居るでしやう、監獄も其方針をやつて居られましやうが併し假出獄に

して調査が不充分でありますると昨日出監させたものが今日又入監する様な結果を見るから充分の注意を拂はなければなりません。

一、司獄官を古は牢番と申したものでありまして只今も左様な考へを持つて居る様に思はれます、彼の動物園の番人は動物を檻の中に入れて出ない様に番をして居るが其番人と司獄官と同一のものではない、司獄官は誠意誠心犯人をして過ちを改め善に遷らしむべきものなるのみならず進んで帝國の忠良の臣民となさねばならぬ、普通人を感化することは困難なる事業である、犯罪人を感化せしむることは一層困難でありまして多大の努力を要するのである、故に牢番の如き思想では監獄の改良は到底期待することは出来ない。

二、監獄改良の實を擧ぐるには司獄官吏を改善し司獄官吏を改善して監獄の事務を改良しなければならぬ、官廳には先例であるとか慣習であるとか云ふものが残存して居る様に思はれる、善美の先例慣習は永久に保存の必要あるけれども悪例や悪習は速かに改良しなければならぬ、舊習に囚はるゝと云ふことは禁物でありまして先例より以上の發明や新工夫があつたならば改善に努めなければならぬ、併し新發明新工夫でも政府の方針や上官の命令に違反してはいかぬ此場合は上官に献策するの外ないのである、夫れから政府の方針や上官の訓令命令を機械的に實行しては實績が擧らない、即ち

上官の訓令命令の由つて來る所を考へなければならぬ、其由つて來る根源は即ち政府の方針でありまして自己が大臣の心を以て上官の意を以て其根源を考へ其趣意を察せんければならぬ、言を換へて申せば大臣の心を以て心とし上官の心を以て心とし典獄の心を以て心としなければならぬ、司獄官は機械ではない、犯罪人に善良なる精神を植之付けなければならぬ、司獄官の善良なる精神を傳達すべき使命を持つて居るのである

第二に經濟學上より論じて見ませう、經濟學は人間の需用物を生産し交換し分配することを研究する學問にし最少の勞力又は報酬を以て最大の功を收むることが目的であります、比較的少ない人の力、經濟を以て最も大なる功績を残すことである、經濟學上經濟的消費と非經濟的(不生産的)消費とありて新なる生産の爲めに費消するものは經濟的消費にして監獄費は新なる生産の爲めに消費するものではありません、故に興業や殖産の爲めの費用と同一にはなりません

第三に社會學上より觀察して見ませう、監獄は人間の集まつた處で一の團體と見ることが出来まじやう、總ての生物は周圍の狀態に支配されるものでありまして生物を研究する學者は一の原則として居ります、然るに周圍の狀況に支配されるものは生物のみに限らずして萬事萬物此の原則の支配を受けて居るのであります、監獄も亦此の原則に支配されるものでありまして此監獄も三重縣の氣候風土

の支配を受けて居ると思ひます、日本の監獄を北海道東北關東關西九州に分けますれば夫れノ特色がありまして關西でも名古屋とか大阪とか京都とか各々其特色がありませう。

夫れから囚人の風も同様の原則に支配され其監獄の状況に因つて特別の色を持つて居るものと思ひます、新入監者は監獄の風に當らぬものでありますから一月經二月經つて其監獄の風に化せられ安濃津監獄式でも云ふべき特別の形が顯はれて參ります、然るに學者實際家が米國の監獄や獨逸の監獄を見て之に模倣しやうとする傾向があり又日本に於ける他の監獄を模倣せんとする傾向がありますか彼の長を探り我が短を補ふは極めて必要であるから此の點に留意する必要があると思ひます。(未完)

統計

大正四年九月月中入出監並月末在監人員

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒		備考	總計		前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
			男	女		男	女				
五二,三九〇	三,九七一	一,〇六三	四三	一三三	五七,四六七	二,四七六	五四,九九一	五〇,五五五	五〇,五五五	五五九	二,四〇八
入監	四,九五四	一,二九五	二四	一三三	一一,七七九	九四六	一〇,八三三	五二,三九〇	四,四一七	一,一五九	二,四〇八
出監	五二,九九一	四,六九六	二四	一三三	一〇,八三三	八八五	九,九八四	三,九七一	五,〇四七	八七九	二,四〇八
現員	四,二三〇	一,一五〇	四二	一三三	一〇,八三三	二,五三七	五五,八四〇	四,二三〇	五,〇四七	八四九	二,二三九
前月末日現在	三,九七一	一,〇六三	四三	一三三	五八,三七七	二,四七六	五五,八四〇	三,九七一	五,〇四七	八四九	二,二三九
前年同月末日現在	三,九七一	一,〇六三	四三	一三三	五七,四六七	二,四七六	五四,九九一	三,九七一	五,〇四七	八四九	二,二三九
前月比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
前年比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那 英國 露國 獨逸 總計
 男 女 男 男 男 男 男 男
 一 一 一 一 一 一 一 一

受刑者 三 五
 刑事被告人 一九九

計 國 逸 亞 國 利 那

五 一 二 二 一 一 一

一〇 一 一 一 一 一 一 一

七 一 二 二 二 一 一 一 五 四 計

大正四年九月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告	勞役場留置者	乳兒	合計
東京	男 三,四四七	男 六,三三七	男 三,三三九	男 一	九,一八七
豐多摩	男 一,六六二	女 七	女 三六	女 一	一,七〇六
東	男 二,四四七	女 一	男 三〇	女 一	二,四八八
橫濱	男 一,六五五	女 一	男 一〇	女 一	一,六六七
浦和	男 一,〇三三	女 一	男 一〇	女 一	一,〇四四
前橋	男 九八〇	女 一	男 一〇	女 一	九九一
千葉	男 八三三	女 一	男 一〇	女 一	八四四
水戸	男 八七六	女 一	男 一〇	女 一	八八七
宇都宮	男 六八七	女 一	男 一〇	女 一	六九八
甲府	男 六八七	女 一	男 一〇	女 一	六九八
長野	男 七三三	女 一	男 一〇	女 一	七四四
小野	男 一,〇九九	女 一	男 一〇	女 一	一,一一〇
安濃津	男 一,〇九九	女 一	男 一〇	女 一	一,一一〇
名古屋	男 二,三三三	女 一	男 一〇	女 一	二,三四四
靜岡	男 八七〇	女 一	男 一〇	女 一	八八一
靜岡	男 六七三	女 一	男 一〇	女 一	六八四
藤原	男 六二五	女 一	男 一〇	女 一	六三六
岐阜	男 六二五	女 一	男 一〇	女 一	六三六
新瀉	男 八七〇	女 一	男 一〇	女 一	八八一

監獄別	受刑者	刑事被告	勞役場留置者	乳兒	合計
金澤	男 一,〇二九	男 七五七	男 六六	男 一	一,八五三
宮城	男 七五七	女 二	男 二	女 一	七六二
福島	男 六九〇	女 二	男 二	女 一	六九五
盛岡	男 五〇〇	女 二	男 二	女 一	五〇五
青森	男 四〇九	女 二	男 二	女 一	四一四
山形	男 四〇一	女 二	男 二	女 一	四〇六
秋田	男 五七六	女 二	男 二	女 一	五八一
京都	男 一,二二二	女 二	男 二	女 一	一,二二七
大阪	男 三,七六六	女 二	男 二	女 一	三,七七五
奈良	男 九四五	女 二	男 二	女 一	九五八
和歌山	男 七三三	女 二	男 二	女 一	七三七
神戶	男 一,九四四	女 二	男 二	女 一	一九四九
廣島	男 一,〇八八	女 二	男 二	女 一	一,〇九三
山口	男 一,〇八八	女 二	男 二	女 一	一,〇九三
山形	男 一,〇八八	女 二	男 二	女 一	一,〇九三
徳島	男 七〇七	女 二	男 二	女 一	七一〇
高松	男 七〇七	女 二	男 二	女 一	七一〇
松山	男 七〇七	女 二	男 二	女 一	七一〇
高松	男 七〇七	女 二	男 二	女 一	七一〇
長崎	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
福岡	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
熊本	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
鹿兒島	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
宮崎	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
鹿児島	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
那覇	男 一,三三四	女 二	男 二	女 一	一,三四一
合計	男 一,〇二九	女 一,〇二九	男 一,〇二九	女 一,〇二九	四,〇八六

大正四年九月末日現在受刑者刑名表

刑名	無期		終身		十年以上		五年以上		一年以上		三月以下		總計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大分	四九	四九	五	一	五	一	一	一	一	一	一	一	四九
佐賀	六六	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六六
熊本	五三	五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五三
鹿兒島	七六	七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七六
三池	一、二九〇	一、二九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、二九〇
沖繩	三六	三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三六
函館	三〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇
札幌	一、二〇〇	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、二〇〇
網走	一、〇三三	一、〇三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇三三
十勝	七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七〇
總計	五、七三三	五、七三三	一、八六四	一、〇七〇	二、三三一	一、〇七〇	一、〇七〇	二、三三一	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	五、七三三

刑名	無期		終身		十年以上		五年以上		一年以上		三月以下		總計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大分	五、八一八	二九九	六、一一七	六、〇五二	五、七六四	六五	三五三	八、四一九	四二三	八、八六八	七、五九七	一、二四五	一、七四四
佐賀	九、一八六	三八六	九、五七二	九、四七六	七、三七四	九六	二、一九八	四、九五三	二七二	五、二二五	一、〇四	一一一	二、一九八
熊本	一、二二〇	一〇六	一、三二六	一、二九九	一、四六四	一一一	六〇	五〇、四九五	二〇九八	五二、五九三	五二、〇七三	五〇、二八九	二、七三〇
鹿兒島	二、〇九二	四一	二、一三七	二、一三二	二、二七三	一一一	一一一	二、〇九二	四一	二、一三七	二、一三二	二、二七三	一一一
三池	四、五〇	一七	四、六七	四、六三	四、〇八	六	六四	四、五〇	一七	四、六七	四、六三	四、〇八	六
沖繩	九三一	四一	九七二	九六六	九〇八	九〇八	九〇八	九三一	四一	九七二	九六六	九〇八	九〇八
函館	二、〇九二	四五	二、一三七	二、一三二	二、二七三	一一一	一一一	二、〇九二	四五	二、一三七	二、一三二	二、二七三	一一一
札幌	一〇、九六二	四五	一一、二三七	一一、二三四	一一、七三一	一一一	一一一	一〇、九六二	四五	一一、二三七	一一、二三四	一一、七三一	一一一
網走	六、四六四	二三四	六、六八九	六、六八九	七、四六九	九〇八	九〇八	六、四六四	二三四	六、六八九	六、六八九	七、四六九	九〇八
總計	五〇、四九五	二、〇九八	五二、五九三	五二、〇七三	五〇、二八九	五二、〇	二、三〇四	五〇、四九五	二、〇九八	五二、五九三	五二、〇七三	五〇、二八九	二、三〇四

年齡	受刑者ノ數	十八歲未満	二十歲未満	二十歲以上
計	一、八一	一、八一	二、一七二	四六、七五九
男	一、九四〇	一、九四〇	二、三一一	四八、七〇四
女	二、二七九	二、二七九	一、九四五	四八、二五九
計	一、八五三	一、八五三	二、二七八	四八、二五九
現	一、六五〇	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七
前	二、二九〇	二、二九〇	三、三三三	四四、五
前	二、四〇八	二、四〇八	三、一八一	四四、五

大正四年九月末日現在在監受刑者罪名表

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
強盜	二六、九八〇	八七二	二七、八五二	二七、四九〇	二六、〇九一	△ 三六二	△ 一、七六一
賭博及ハ宮籤	二、八八五	一四	二、八九九	二、九一一	三、〇九〇	△ 一一二	△ 一九一
詐欺及ヒ鴉鳴	三、〇二一	一一二	三、一三三	三、一五二	三、〇六八	△ 一六五	△ 六五
横領	六、二七六	一五一	六、四二七	六、三二一	六、〇〇〇	△ 三〇六	△ 四二七
贓物ニ關ス	二、三五五	五二	二、四〇七	二、三六三	二、一三一	△ 二七六	△ 二七六
毀棄及ヒ隠匿	五五九	四二	六〇一	五七〇	五七六	△ 三	△ 五
通貨、偽造	四七	一	四八	四五	五三	△ 三	△ 五
文書、有價證券偽造	二〇二	一	二〇三	二〇〇	二二四	△ 一七	△ 一
印章偽造	一、三四九	三五	一、三八四	一、三四二	一、三〇八	△ 四二	△ 七六
偽證及ヒ証告	四一	一	四二	四二	五四	△ 二	△ 一
偽造及ヒ証告	八六	一	八七	九五	七五	△ 一八	△ 一
偽造及ヒ証告	八二	一	八三	九四	六三	△ 二一	△ 一
偽造及ヒ証告	三四五	三二	三七七	三八三	四二七	△ 六	△ 一
偽造及ヒ証告	一、五三六	三五	一、五七一	一、五一四	一、四三三	△ 五七	△ 一

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
殺	二、三四五	二〇六	二、五五一	二、五五五	二、六四六	△ 四	△ 九五
嬰兒殺	四一	一五三	一九四	一八六	二二二	△ 八	△ 二八
強盜及ヒ監禁	二九	四	一〇	一七	二二	△ 一	△ 四
竊	五〇	八一	一〇〇	一〇〇	一〇二	△ 〇	△ 二
公務執行妨害	四〇	一	四一	三七	四五	△ 四	△ 〇
逃走、犯人藏匿及隠匿	四三	一	四四	四六	四二	△ 二	△ 一
放火	一、三五五	二八一	一、六三六	一、六四二	一、八二一	△ 六	△ 一八五
住居ヲ侵ス	一六六	一	一六六	一六〇	一二五	△ 六	△ 四一
略取及ヒ誘拐	九二	四	九六	一〇一	一〇五	△ 五	△ 九
其他	二〇九	一八	二二七	二二六	一九一	△ 一	△ 三六
計	二〇、一四八	二〇九六	二二、二四四	二二、一六五	二二、九六四	△ 五九二	△ 二、二八〇
陸海軍刑法	三二	一	三三	四〇	四〇	△ 七	△ 八
森林法	二〇	一	二一	二五〇	一五九	△ 三九	△ 五二
郵便電信法	二〇	一	二一	二〇	四五	△ 一五	△ 二五
其	三九	一	四〇	四四	四一	△ 三	△ 二
警察官懲罰令	一三九	一〇三	二四二	一七八	八二	△ 一六〇	△ 五〇
警察官懲罰令	一三	一	一四	一八四	一九七	△ 一〇	△ 四五
警察官懲罰令	五九四	一一七	七一一	七三八	五八三	△ 一三〇	△ 一六
計	五〇、七四二	二、二二三	五二、九六五	五二、三九〇	五〇、五四七	△ 五一八	△ 二、四〇八

說 林

犯罪人の血統的識別

○裁判所に於ける新しき實驗 近世犯罪學の最も必要なる材料に犯罪人の人類學的歴史に關する事實を成るべく多く蒐集する事なり米國刑事人類學協會は此程以上の必要に應ぜんが爲め最も顯著なる功績を擧げたりウイスコンシン大學のロツス博士を殿スロイス博士 ミュンステルベルグ博士 フラッ。オア博士 及びアーサー、セリー博士等に依りて援助せらるゝ同協會の委員部は犯罪人に關する既知材料を記録するの一大便法を案出し之を世に推薦したるが此推薦は既に最も多忙なる刑事に依りても承認せらるゝ處なれり

此方法は最も遺漏なき計畫にして先づ裁判所に現はるゝ犯罪人には悉く醫學的検査を施し各犯人の両親並に祖父母に關して得らるべき身體上並に精神上の事實及び各犯人の母胎に在りし期間、其幼時、其青春並に成人としての四圍の情況等を悉く研究の材料とするものとす

次に記載する圖は以上の方法に依る遺傳的記録の最も簡單なる形式を示したるものにして、或犯罪の傾向を有する小兒の血統的關係を一目瞭然たらしむものなり此圖に依れば小兒は一人の姉(今

は死亡し且此姉に付ては何等世方の祖母(常態)



の事も不明なり)及び二人の兄弟を有し(一人は常態にして他の一人は癲癇病者なり)彼れの父及び其兄弟は共に常態の人なり又小兒の祖父母は常態にして小兒の母及其二姉妹も亦常態の人なり殊に母に寧ろ天才として知られし賢婦人なり然るに母方の祖父は所謂アルコール犯罪性の人にして頗る危險的の人物なりき即ち此祖父の血液が一代を隔て、再び小兒の身體中に現はれしなり

以上は單に其概要を示したるに過ぎざれども同協會の完全なる計畫を實行せんには少くとも訓練したる検査員を裁判所に附屬せしむるの必要あり現に市俄古の市裁判所は是等の検査員を置いて該企畫を實行せんことを市當局者に請求する處ありたりといふ要するに此企畫の目的とする處は其復たる處の材料を以て各犯人の身體上並に精神上の情況に應じて之を取扱はんとする者にして傍ら

犯罪性の原因及び其治療に關する吾人の知識を増進せんとするに在るものなり蓋し司法の事務は單に犯罪人を罰することを以て能事すれりとすべきに非る也(法律新聞轉載)

○面目を新にした紐育小供裁判所(續) 元來小供裁判所は其性質決して刑事裁判の一種と見るべきものではない小供裁判所は國家の有益なる要素たる其孤兒若くは家庭の不注意なる監督と保護と感化とを興ふる一種の衝半裁判所である然るに從來小供裁判所に行はれ來りたる手續を見るに殆んど舊來の刑法に準據する手續を採用したものであつて各小兒は矢張り普通の専門的證據法の下に管理せられたのである此點について新裁判所に大に進歩を示して居る即ち新裁判所は總て他の裁判と全然獨立したるものであつて其判事は自己の適當と思惟する方法を隨意に小兒の事件に應用することを得るのである即ち其結果として小供裁判所の判事は協議の上採決したる總ての手續を其規則として發布するの權能をも有するやうになつた

勿論裁判所の仕事は單に不注意なる家庭監督の下に置かれたる小兒に關する事件と又實際上既に或種の罪を犯したる小兒に關する事件との二つに分れて居る此二つの申何れか困難なる問題を包括するやと云ふに不注意なる家庭監督の下にある小兒——換言すれば適當なる道德的訓練を怠られたる小兒——を取扱ふ問題が一層困難である小兒裁判所に決して單に小兒ばかりを取扱ふ裁判所といふことは出來ぬそれは又小兒の訓練及び監督の責任と義務とを

有する人々を指導し啓發するさるるの學校とを見做すべきものである

小供裁判所の法廷には實際三種の人間が現はれて來る即ち小兒兩親及び社會之れである此中で予は小供が最も其責の輕いものであると考へるのである

今日吾人の最も不便を感じつゝあるは各小兒に特有なる個人的缺點を一層綿密に調査する爲めに小兒を短少期限の間送るべき何等の營造物の存在せざることである今日では斯くの如き必要のある場合に裁判所は單に數日間小供を小兒協會の手に委するか然らざれば最初より直ちに二年若くは三年の期限を附して之を感化院に送附するか二方法を採つて居る予の考に依れば小兒を短き不定期間——例せば一ヶ月若しくは二ヶ月——送附すべき各種のホーム又は之に類する營造物の建設せられん事は最も今日の急務と云はればならぬ即ち斯くして小兒の綿密なる調査を遂げ其結果を裁判所に報告して將來各小兒に最も適切なる手段を取ることを得るのである一二年前から或特志婦人は此種のホームを作り四週間乃至二ヶ月間の期限に於て少女をそれに收容する方法を取つて居るが其内部の組織は全然家庭制に出來てゐて大に收容者の感化に成功しつゝあるのである若し此種のホームが今後益々として設けられ小兒の個人的調査を一層綿密に行ふことが出來れば小供裁判所の利益する處は頗る大なるものがあらう

日に割當てる約六十件になるが、時として日に百件も取扱ふことがあつた。近年前までは一年一萬行以上も取扱つたことがあるが近年に至つては多少減少して来た傾きがある併し、これは監護制度の完備した結果監護吏が小兒の裁判所に現はる以前既に之れに對して適當の處置を施した爲であつて頗る喜ばしい現象である。

新築裁判所には初めて其專屬の監護制度が設けられた。目下監護吏の数は三十六人であつてそれに三人の補助者が附屬して居る監護制度に關する總ての規則は小兒裁判所の判事が協議の上之を制定することとなつて居る。監護制度の最近に於ける進歩は實に驚くべきものがあつて寧ろ小兒裁判所の發達を凌駕したかの觀がある。監護制度の働きは固より裁判所と相連絡して初めて其效用を現はすのであるがさればさて必ずしもそれから獨立して其働きを現はすことの出來ないものではない。現に裁判所に現はれて來ない事件でも若し監護吏の眼に觸れて自己の取扱限りにて處理し得べき種類のものは從來之を處理し來たのである。これ監護制度の最も有益なる制度たる所以である。世界中恐らく紐育市ほど完全なる監護制度を有するものはないと思ふ。予は將來此制度を小兒裁判所との連絡提携をして一層有效のものたらしめんことに努力せんとするものである。法律新聞抄録(完)

○監禁の心理 醫學 更に詳しく云へば人間の病理學に變化されたる生活條件に對する吾人生活の反應を論ずるものなるが此の如き變化の特に深刻なるは自由の剝奪なるべし故に囚人に就て

要するにこれ囚人心理の眞髓なり是に於てこの情勢に對する囚人の反應を探究することは甚有益のことなりとす。

この反應の人々相異なるべきは自明のことにして大體監禁の作用の強弱は略ぼ本人の精神的資産に比例するものなり。精神下劣の凡夫は固より精神の飛躍する囚人に比して苦悶すること僅少なり。監禁作用の各個の成分は又種々の情念を起さしむるものにして社會的地位の高級なるものは常習的犯罪者に比して社會的斷絶の爲に壓迫さるること強し然れども社會上高級のものは精神的及び精神價格の再發性犯罪者よりも監禁の寂寞に苦めらるること少し此の如く監禁の害惡に對する精神的防禦運動の手段は各人相異れり。

又時としてその人をして監禁さるるに到らしめたる行爲は囚人の反應に特殊の印證を與ふることあり。尙ほ囚人の男女年齢身體的狀態に由つて著しき相異を生ずるものとす。

その事實及び主張の一見矛盾せるが如きは往々入獄を以て恩惠と感ずるものあることこれなり。こゝは主として病的犯罪者にして余の經驗によれば特に家族殺人者に於て見る所なり。此の場合には往々その所爲の前に長き苦難ありて最後にこれを免れんが爲に誤想せる遁路を取り遂に親近者を殺すに至れるものなり。斯の如き囚人特にその兇を殺せる婦人は往々有ゆる躁鬱の後に最後の監禁に於て遁路を得たるが如く感ずるものなり。

監禁の心理は最も原始的のものに於て初てこれを見出すことは既に余の唱道したる所にして常に到處に歸人は實際心理學の領域に

の研究は頗る興味あるのみならず將來の刑法を律するに裨益する所少からずこれを論究するには敢て特殊の準備を要せずフロイド氏が所謂日常心理學と稱せる如き舊來の實際的の心理學にて事足るべし囚人は日常の紛糾錯雜窮りなき生活より怒らしめて獄舎の狭房に投せられ深沈寂寞の闇冥裡に自己に迫り來る所の貴賤の觀念に壓せられさるべからず囚人の心中には社會的斷絶の相自己を人界に結付たりし何ゆる緊縛の離解せる感は無限の連鎖をなして輾轉現滅す而かも何處に向ても己が意を傳へて以てこれを暢ぶるに由なきなり。彼は自己の觀念に由て輪廻し彼が爲に確かなるは唯損失のみ餘は總て逼迫せられたる不確なり。

囚人は此の如き壓迫の下にありてその精神的自我の著しき變化を蒙り尚ほ常態の範圍にあるこの變化より精神的疾患に到らしむる所の諸多の道路橋梁は自殺を企てしむる抑鬱状態に導き得るや明かなり。

此の如き情勢は精神的防禦運動を盛ならしむること勿論なり然れども囚人には諸種の障礙ありこれを征服するに只限られたる手段の與へらるゝに過ぎず。

此際判決に依て已に一定の運命の定まれるものは未決囚よりも遙に勝れるものなり。未決囚はその狀況の絶對的不確實の下に苦悶するものなり。判決を経たるもの即ち有罪囚はその懲罰満期の時日を知らざり未決囚はその運命を知らず望む所よりも恐るゝ所多く爲にその憂懼も亦甚しからざるを得ず。

於て最高の啓示を紹介したる如く茲にも亦詩人は最も卓逸せることを教へシルビオ、メリコ、ワイルド、トストニフスキー等を讀まば余がこゝに乾燥の語を以て簡叙せんこと試みたることを如何に巧妙に開示せるかを見るべきなり。これと同時に此等の藝術的作品は實際上の刑の執行に關し特に實地醫家及び裁判官に向て禁獄を合理的に行ひ合理的の刑の目的に適應せしめ避け得べき害惡を避けんが爲にこの道の上に更に系統的科學的に前進すべく活ける勸告を與ふるものなり。これに由て吾人は將來の刑法に向て價値ある準備をなすべく且つ人心の知解を深からしむべき豊富にして最も興味ある果實を收穫し得べきなり。(完)(人性轉載)

○女子の刑事上責任能力 國家社會に於ける婦人の地位の争は昔時に比して今日は一層甚しくなれり。既に太古にありて女子は男子に對しては全然服従の状態にありたるもの、如く國民生活に於て行はれたる有ゆる改革もこれに就てに何等の變化をも來し能はざりしなり。而して今日に於ても尙ほ數千年の昔に於けるが如く女子は公權並に私權に於て除外例の地位に立りて法律上に於ける婦人の地位は諸邦國に於て等差ありと雖女子には男子と同一の地位を許容せられざることは全世界何れの立法に於てもその軌を同みせり。この常規の最も顯著に言表はされたるはナホレオン法典にしてこれにありては女子は殆ど權利なきものなり。

現代の總ての立法に於て女子の地位は公權私權共に劃然と制限せられたり。

刑法にありてはこれに異り刑の執行に關する個々の除外例を別にすれば男女の間に何等の差別あることなし然れども諸種の國民の生活に於て刑法に於ても同じく女子には一種特別の地位を與へんとする風俗習慣あることを認む蓋し諸人種に於て縱令本能的なるに過ぎざるも既に性的機能が全身に及ぼす所の影響の偉大なるものあることを推想せるものなり

内分泌は諸方面に於て注目すべき成績を齎したるがこゝにも前述の習慣を證明しその神秘的性質を闡明するに過ぎず
 ウィルヒョウ氏は既に内分泌を深想し胚種腺は一切の女性の主因たることを認めたりき曰く『女子の女子たるは只その生殖腺に由るのみその身體及び精神或はその營養及び神經機能の有ゆる特質即ち骨盤の構造固有にしてその四肢の温雅豊潤なる發聲器官の停止して乳房の發育する鬚餘の皮膚の軟毛は殆ど認むべからざるに頭蓋の彼が如き美なる裝飾となる又その感情の深遠直覺的發照の直質柔和順及び貞節要するに吾人が眞の女子に於てその女性を歎美する所ものは總てこれ一に卵巢の屬用たり試にその卵巣を除去せんか吾人の前に現はるゝものは粗硬の形態強大の骨格鬚鬚粗剛の音聲扁平の胸壁を有し不平等食の情歪曲の判斷を懐く所の醜陋半成の男性女人ならんのみ』と

實に内分泌は女子の身體が生殖器より種々の性的變化を蒙むる所の影響に關して全く新なる着眼點を與へたるものと謂ふべく卵巣は一種の内分泌を蓄む所の腺にして物質代謝血液生成發育等に

古代より殆ど凡ての國民に於て月經中は婦人を以て不淨のものとし敬すの思想あるを見る月經中猶太婦人の不淨たることは既にモーセに由て規定せられ今日も尙ほ承認さるゝ所なり即ち女子はその不淨七日の間は隔離し更に七日を過ぎて初めてその深祭の獻物を捧ぐべしと命じ男子にはこの時日の間彼等に近づくことなく洗淨することなくして彼等に觸るゝことを禁せりこれに類せる法規は『ソロアスター』宗にもこれあり印度に於ける拜火教徒は今日に至るも尙ほこれに關する法規を嚴守せり『コララン』に於ても亦月經ある女子は不淨せられ凡てマホメッド教國民はこれを固執せりソマエドの婦人はその月經中は屢火火の上を歩り馴鹿の毛或は海狸香を以てその身を覆せざるべからず男子等の爲に何等をも煮ることを得ず又何物をもその手より男子に渡すことを得ざるなり衆の民族に於て月經ある處女乃至婦人は離れたる小舎内に全く隔離せらるゝ未元(人性轉載)

○英國賄賂及び秘密手數科防止會報告 英國には賄賂及び秘密手數科防止會 (The Bribery and Secret Commissions Prevention League) というものがある讀んで字の如く賄賂と秘密手數料の授受を防止するのであるが此點に關しては一九〇七年一月一日より實施され來りたる敗徳行為豫防條令 (The Prevention of Corruption Act) というものがあつて本年七月迄の記録に依て見ると

此法律に觸れて所罰された事件數が百二件に上つてゐる最も重い刑罰は九ヶ月の禁錮及び五百圓の罰金であつた左に英國に於て如

神經機能に悠久的の影響を及ぼすものなることは確實なりとす
 卵巢の機能は全身の變化に如何に大關係あるかは胚種腺と鬚餘の腺特に内分泌機能ある腺との密接なる關係を知るに至て始めて瞭然たるべきなりこゝには只簡單にこれを指示するに止めよう
 レン氏とグロツス氏とは動物に胚種腺を除き去つて松葉腺を増大せることを確めコント氏は妊娠中に松葉腺を増大せることを證せり肢端膨大症の初徴は妊娠に伴ふこと稀ならず生殖腺の機能障礙は本病の早期症狀に屬せり卵巢の除去に由て副腎の増大することを證明せられたり胚種腺と甲状腺との關係は亦興味あり思春期妊娠及び閉經期に方りて甲状腺の腫大するは普く人の知る所なりパセドク氏病は產褥中に或は哺乳時に起り妊娠毎に或は増悪し或は輕瘳するを窺ふ

此の局地的變化は思春期に始まり死と共に終るものとす女子の生殖生活に於けるこの波動的行相がその全身に及ぼす所の偉大なる影響は最も純朴の人も見通すことなかりしなり吾人は

何なる敗徳行為が主として行はるゝかを示さんが爲め其重なる種類別を擧げて見やう
 海陸軍酒保請負に關する賄賂事件二七、警官に賄賂を贈り又は贈らんとしたる事件一三、商業秘密に關する賄賂事件一〇、辯護士に賄賂したる事件二、醫師に賄賂したる事件一、測量師に賄賂したる事件一、貧民救濟吏の書記に賄賂したる事件一、郡事會監視入賄賂事件二、保險會社鑑定入賄賂事件一、汽船會社員に賄賂したる事件一、自動車製造人に賄賂の事件一、料理人に賄賂したる事件六

又所罰せられたる者には如何なる種類の人があるやといふに製造者(銃砲、靴、瓶、化學品、タイプライター、衣服、織物) 十二人 商人(石炭、枯草及藥、金屬、材木) 九人、店舖主人(肉屋、牛乳屋、魚屋、果物屋、雜貨屋) 八人、行商六人、書記五人、自動運轉手(警官に賄賂せんとしたる者) 四人、自動車代理店主及修繕者三人、活動寫眞製造者四人、勞働者八人、辯護士一人、俳優一人、下宿屋主人一人、建築業者一人、移民會社代理人一人、百姓一人、ホテル主人一人、料理店主人一人

右の中三人は婦人にして且つ外國人の所罰せらしもの英國人、支那人、露逸人、波蘭人、露國人各一名である(法律新聞轉載)

○國民體位の下落 第一食物の問題 我國國民は食物に就て頗る不注意の爲に體格の衰退を來して居る病人なぞは寒い時に出來て夏期には出來る筈のものでないのに我國國民は却て夏期に

病氣にかゝる食品に關して不注意の爲である二十七八年戦役に
も三十七八年戦役にも我海軍は食物が完全なりし爲に誇た然らば
當時の海軍々人は如何なる食物を食へて居た凡そ食米には五種の
差別がある。支米半搗下白中白上白である。値段は此の配列順によつ
て行く値段が上つて行くから其の値段も上つて行くと思ふては大
間違である。若し其値段から云ふと全く其値段の反比例して行く然
るに外見が美觀で値段がよければ上等と考へるのは虚榮心も甚し
い生理衛生を考へて食物に注意する考ならば下白を用ひよ寧ろ半
搗又は支米を食ふべきである。加藤清正は名將である。三河武士も支
米で飯へた夫故に強かつた然るに徳川の泰平時代は白米を用ひた
國民體位の衰退は芽を茲に萌した。多し支米の如き効力がある思ひ
見よ我國は食物が不足して居るではないか。外國より買はざれば食
つて行けぬではないか。何ぞ自ら自己の國土に麥作をせざるや日本
人は麥の價値を知らず。麥を食ふことを知らぬから麥を作らぬ。今
我國には尙三千萬石の麥の收穫を上げ得るだけの未開墾地がある
米を取り得る地が九萬七千石分空いてゐる合計一億萬石だけ尙取
り得るのである。此の米と此の麥とがあらば我國民の食物は饑に獨
立する事が出来る。上白は上等で支米は下等だ。云ふ思想からして
延いて麥をも嫌ふ。嫌ふから作らぬ。作らぬから借金しても外國から
買ふ。日清日露の兩後に大擾を博した。我海軍は實に麥五合に米五合
の食物を用ひて居つたではないか。麥を食ふ考を出されば我國民の
體格は上騰しないのである。

第二帽子を廢せ。頭は腦を收むる所で身體の一番大切な所で
ある。是れを守る爲めに毛髪がある。毛髪は茲に涼しい風を受けて夏
には炎暑を防ぎ冬は暖氣を保つ。夫れ故に毛髪の澤山ある婦人には帽
子の必要がない。然るに今日男子が帽子をかぶるのは容儀の爲めの
ものである。已に容儀を保つために用ゆるのであるから容儀上の必
要なき以上は宜しく廢すべきものである。然るに近來の人は帽子を
以て頭を保護する爲めの頭を温めるものと考へてゐる。此の誤れ
る思想より帽子を用ゆる爲め帽子をかぶらずに外出する。此の誤れ
るのである。昔の人は決して頭から風などを引かぬかつた。日露戦役
に我軍は夏冬とも帽子一つで通した。是は當時の兵士の兒童の頭は
帽子をかぶらないで賣てられて夫れ故に頭に丈夫で日射病などに
はやられない。是を見た外國の觀戰武官は是れに限ると云ふので盛
んに無賴主義を主張し英國あたりの紳士も帽子をかぶらぬ者が大
分出來てきた。多數の軍人が帽子一つで用ひ足りると云ふことは經
済上にも大なる利益があるではないか。

第三三重衣の弊風。日本人は少し寒いと直ちに消極的預防法を
やる。寒い時には厚着をせず。飛んで歩けば直に暖かになる。凡べて
積極的にやるがよい。寒さに恐れて之れに對して守勢を取る。は意
氣地がない。攻勢を取ることに注意すべきである。厚着は服れば必
要なくなり。また一層厚着をせねばならぬ。過度なる着物は必要である
が要するに寒氣に抵抗する考が無い。やふでは國民體格が益々衰退
します。

第四自在なる着物。中學生の洋服の裁縫なことも頗る不出來
であつて生徒の自由自在な活動に妨害になる學生のマントなども
頗る不活潑で。着物である何時如何なる所で英難が起つても周章で
たり自由な處置が出来なかつたりする様な着物では國民體位を下
落せしむるものと云つてよい。

第五光浴の不足。日本の氣温は決して寒い方ではない。緯度は
左程高くない何を好んで我が國よりも緯度の高き歐羅巴諸國の風
俗流行に倣はんとするや。氣温の寒き國の眞似をして。我國民が天然
に對して守勢を取り更に攻勢に出づることを知らず。氣温に對して
恐れ縮んで居ることは何事ぞ。殊に日光浴は身體を壯健にするもの
なるに日光に當るのを恐れて。身體を無暗に包まんとするは所謂亡
國の兆であります。大に積極的の攻勢に出て。日光浴をやるのは正
に國家を救済する所以であります。

第六掃除を怠るな。室内の掃除を等閑にしてはならぬ。障子
にははたきをかけよ。日本式家庭と西洋式家庭とは掃除に別異の注
意を要するか。家庭内にある女の仕事としては最も適當した仕事で
ある。殊に下向き勝ちの日本婦人は成るべく高處などへははたきを
掛けて。腰をのびし上方を見る様をせねばならぬ。是れは室内を清潔
にする。同時に女の身體を丈夫にする所以ともなりませぬ。

第七履物の改良。靴に足の發達を害するものであります。西洋
人の足と日本人の足。日本人中でも靴を穿く人と穿かぬ人の足を
比較すると。靴が如何に害ありやば直に明瞭になる。日本人が西洋人

に比して歩行に強い事は日露戦争に於ても充分試験せられた。且つ其當時日本軍人の尤も強い現象は靴以外にも堪ゆる丈の足力
があり。いざと云へば素足で駆けて行く程である。外國人には其の眞
似が六つかしい。夫れを見たる英國海軍の陸戰隊は直ちに實習を爲
しつゝあるであります。然る現今では兒童までが靴を穿かればな
らぬ様に考へ出したのは。實に憂ふべき事でありませぬ。學生が靴を穿
くのは將來日本人の足を弱むる第一の因由となりませぬ。價の安い下
駄とか草履とかを穿かないで。價の高い靴を穿くのは。國家經濟上か
ら云つても間違つた考へではないか。尙又下駄であつても。單に美し
いと云ふだけで。贅澤品を撰び運動を妨げ經濟を損じてまで。虚榮心
を擡まゝにする必要はありませぬ。(慈航轉輪醫學博士高木野野瀧演
未定)



此の燈は、昔の人は、決して頭から風などを引かぬかつた。日露戦役
に我軍は夏冬とも帽子一つで通した。是は當時の兵士の兒童の頭は
帽子をかぶらないで賣てられて夫れ故に頭に丈夫で日射病などに
はやられない。是を見た外國の觀戰武官は是れに限ると云ふので盛
んに無賴主義を主張し英國あたりの紳士も帽子をかぶらぬ者が大
分出來てきた。多數の軍人が帽子一つで用ひ足りると云ふことは經
済上にも大なる利益があるではないか。

雜 纂

奉祝

今上天皇陛下御即位大典謹賦

微臣 石井 光 美

日東天子系連綿

冠絕千邦萬世傳

即位禮莊高御座

大嘗穀獻主悠田

乾坤德定龍顏麗

内外交親星節懸

時是小春風氣靜

山川草木悉欣然

奉慶尾崎法相大人之高韻言志

澹 處 同 人

達人行迹太分明。嘗報賢主捐私情。中古王權微不顯。維新大業先正名。妖雲暗澹八百歲。天日無光時運更。魯連踏海期一死。田橫唱義志枯榮。當時志士多凋落。參策廟堂待後生。立憲固根是今日。

誰爲東海鏡波聲。

平塚會計検査官の演説を讀む(二)

典 獄 某

監獄の會計事務上を大體より觀察して、缺點と認められたる六ヶ條の第一は、案の如く其急所を射抜かれたるの感がする、流石は精敏なる検査眼なる哉と、歎服の念禁し得ないものがある。

書面上の計數を都合好く現はさうとするが爲めに事實に種々なる手加減を加へて居る、他の言葉を以て申しますると事實の方を軽くして却て書面を整理して置くことに殊に重きを置いて居る例がある。

誰か之に向て否認する勇氣があらう余は余の心中其儘を白狀すれば、毛頭其れに相違ないと申す外はない、又た斯く白狀してこそ却て男らしくもあり、改善の見込も立つ譯かと思つたのである、

斯くて又た最も明快痛切の言葉と感せしめるのは左の數語である、

會計の原則と致しましては、帳面と云ふものは帳面の爲めに設くるのでなくして、事實を事實の通りに留めて置く爲めに設くるのである、他の言葉を以て申しますれば、帳面は事實の寫真でなければならぬ、然に寫真に非ずして繪になつて仕舞つて居ると思ふ弊がある。

何んど恐れ入つたる話ではあるまいか、だが如何にも此の言葉の通り會計事務の全體を通しての一原則、而かも主要なる原則として確守されねばならぬ點は即ち爰にあるだらうじやないか、打ち明けて申すなれば斯かる説明を聴かされて見ると、耳の痛く無い人が果して幾人あらうか、過言の様ではあるが只たの一人でもあると云ふのが餘程の疑問であらう、尤も耳の痛い方が如何なる場合にも望ましい事である、何となれば其れで始めて藥が利く譯それで總ての疾患も治癒の望みある道

理だからである、今日の場合我々も之を頂門の一針として、痛いながらも快く受取る心掛があれば、我々は少くも大正の司獄官として立ち得る資格のあることを信ずるものである、否將來を有する頼母敷司獄官とも云へるであらうし、從て平塚検査官がこの演説をせられる本旨にも叶へる譯であらう、實にも帳面が寫真に非ず繪になつて居るとは、穿も得て妙なる評言でないか、耳痛いと申しながら我々はこの評言に對して痛快を感せずして居られない、若し不幸にして斯かる痛快なる評言に接するも、何等の響きを心に生せぬとあつたら、それこそ我々は最早度し難き俗吏潰々者流になり濟まして居る者と見てよからう、だが實際の話は矢張り我々は冥々の間に陥り易きは全く此の點にあるので、所謂仕事の爲めに仕事を爲すと云ふ全く無意義なる滑稽を演ずることにツイ／＼なつて仕舞ふのである、之は人間通有の弱點であるから今平塚検査官より帳面は帳面の爲めに設くるに非

すして、事實を事實の通りに留めて置く爲めに設くるのであるとの説明を聴くに至つても、ヨシ之は何の奇もなき平明の道理であつても、矢張り我々は鐵槌を頭上に加へられたるが如き心地なきを得ないのである。

今日世の中は多くは唯だ形式と云ふ飾り事のみを用ひて、それで以て何でも通用することになつて居る、即ち上も下も恬として怪しまぬのみか、寧ろ斯かる藝どうを上手にやる者が彼は才幹があるとか何とか稱揚されて實價以上高値に買つて貰らへるのである、世の中は盲目千人と云ふ諺の如くツマリ世間に眼識がないからのことで致方も無い譯だが、然りとは餘りに情けない次第であつて第一其様の次第では如何なる仕事でも向上發展どころか、墮落頽廢滅亡は當然の運命と云ふことになるだらう、願くは我監獄事務の中などには些少だも斯かる弊風の痕跡は無いように致したいものである。

眞正の整理とか改良とか云ふものは何處々々までも偽りのない編織のない正直の記載こそ其れでなければならぬ、世間の所謂整理と云ふ意味は甘くツクロウと申すことであつて、譬を以て云へは恰かも棟腕家なる狡猾漢が甘く銀行の不始末を編織し、其破綻を巧みに詐り飾りて世人を瞞着し、まんまと成功して時めく切れ役者となるやうの遣方が、所謂整理だと思ふて居る様であるけれども、我々は苟くも斯様な間違ひに陥つてならぬことは、今平塚検査官の所説に徴するも明かである我々は我が検査院の有力なる當局者から斯かる演説を聴いて大に心強く感ぜざるを得ないのである、尙ほ謹聴すべき要ありと思ふ點は、

事實が根本になつて其事實が帳面に寫し出さるゝのでなくて帳面上の都合の好いやうに事實に手加減をして居る、先づ其事を物品に付て例を擧げて見ませうならば、箇數を以て計算する物品は姑く措きまして、樹目で計算するとか斤

量で計算する、乃至は寸尺を以て計算する物品に付て見ますと物の性質に依りまして、或は燥乾の爲めに斤量の減るものがある、蒸發する爲めに容積の減するものがある、又た之に反して濕氣を帯びて重量の増すものがある、即ち一言で之を掩ひましたならば、自然力の結果として成分の増減を免れないものがある、又た米麥の如きになりますならば、量手の巧拙に依りて多少の増減が生じて來ることも免れない、是は私は實際の事と信じて居る、故に斯の如き物品を多數に取扱ひましたならば、長い間の結果と致しまして或は量り増しが生じて來、或は量り減りが生じて來ると云ふことは事實免れないことと信する、然るに帳簿に就て之を見ますと、それ等の事實を帳簿に現はしたるものは殆んど無い。

我々はこの言葉に對して如何に答ふべきであらうか、余は赧然として言ふ所を知らない、唯だ黙

思黙考して慎んで後圖を善くし、再び陣容を改めて後ち検査官の前に言ふ所あらしめよとの考への外、何も出ないことを白狀する。

實は從來餘りに検査官をコソガリ過ぎたる結果として、表面上の辻褄を合せて而して揚足さへ捉へられねば、それで大勝利マンマと難關が切り抜けられるとばかり考へて居た、又たそれで立派に及第を許されたる時代もないではなかつた、兎に角検査院に對する恰かも敵國に對するごと一般であつたが、然かし今日となりては難有事にはドチテラが進歩したのか開は別問題として、非常に進歩して、其誤想が解かれ、全く態度一變し來りたること丈は事實である、即ち検査官は我等の敵に非ずして、苟くも不正行爲なき以上彼等は尤も親切なる指導者若くは相談相手たることを稍や諒解……敢て全くとは言はない……する様になつた、故に我々は何事も男子らしく事實其儘に記載し作り飾りの無い方が、所謂俯仰天地に耻ぢずで

もあり、且つ検査院にも歓迎せらるゝことを知らねばならぬ、尙ほ念を押しして我々の婆心を述べた、即ち彼れ検査官乃至我々の上役の人々は、決して鬼でも無ければ仇人でも無ひから、宜しく安心して城府を開いて共に協力以て事務改善上に貢献すると云ふ公明正大の心を以て對するがよからう、而して是は是、否は否、男らしく責任を明かにし若し叱責せられ又は免職せらるべきものがあつたら、自ら甘んじて之に服し、其間苟めにも纏纏瞞過の術策を弄せずとの襟度ありたいものである。

検査官の所謂帳面の爲めに帳面を設くるのでないとの原則より考へ來れば、總ての事務も亦た事務の爲めの事務でないこと云ふこと明白になる、して見ると監獄の事務でも用度なり作業なり、又は領置其他の事務にしても、常に心得て置かねばならぬ要點は、實に此の事務の方にはばかり重きを措き、其整理の爲めには囚人の處遇の方は之を犠牲

にして、先づドーでもよい之は別に彼是ど入釜敷もないから、其れよりは帳面上に屬する事務は立派にやつて置かぬと落第であるからと云ふのは、甚以て面白からぬ次第である、去りて又た余は事務はドーでもよいとは決して言はないけれども、之を例へて見れば軍隊が敵陣を控へ居る以上は、後方勤務の事務の方を主にして之を整頓すとか又は混雜を來さぬ爲めにとかの一點張りて、彈藥其他の給養方を待ちて貰ふようの事であつたらば如何、其戦は大敗に極まつて居るでないか、故に後方勤務の爲めの戦に非ずして、戦ひの爲めの後方勤務なることを忘れずして、何處々々迄も軍隊をして活躍奮進、何等の顧慮なく戦争せしめ得るようには、監獄の事務も此邊の道理を轉倒せぬ様に事務の修飾のみを主とせぬが、時弊を矯正する一策にもなるだらうと思ふ。

國民の「アルコホル」戦争

米國 エドウィンテリース

北米全國民は今や「アルコホル」に對し新に戦争を開始せり、此の軍に従ふ武夫の近情を知らんとする者は、新聞を見て其の陣容整然たるを知れ、陣頭に立てるものは殖産業なり、否な資本なり、之れに次ぐは勞働なり、馳せ加はる面々のうちには、醫師あり、辯護士あり、角力その他の運動競技家あり、又政治家あり、僧侶あり、人道協會員あり、甚しきは在監人あり、遊撃には新聞記者あり教育者あり、北米合衆國あつて以來斯くの如き堂々の軍はあらず。

今ま此等の戰士各々何を爲すやを見よ、數ヶ月前の「アウトトルク」誌上に儲主側の禁酒運動に關する態度を宣明せし記事見えたり、即ち「ペンシルバニヤ」鐵道「キヤムブリヤ」製鋼會社、「リユーク」製鐵所、米國車輛及び活字製造會社、米國「ブリキ」會社、その他一切の大儲主は皆な禁酒を標

榜したりと見えたり、此の記事の表はれて後（昨年八月）「ペンシルバニヤ」鐵道は其の所管内にて酒類の販賣を禁止し、其の禁止區域の中には、費府及び紐育の重要停車場をも包含せり、米國車輛及活字製造所の如きは更に進んで酒店開業願書に捺印せしものは之れを解雇するの途に出でたり、「ミッドベール」製鋼會社、「ブラボン」會社、調帯會社（この三つは費府附近の三大事業たり）、「ニュージャーシー」のフロレンスにある「フロレンス」製鐵所、ペンシルバニヤのウエルンなる「コーンプランタース、レフハイニング」會社ペンシルバニヤ州コンシポークンの「リータヤ」會社その他の諸會社は、被備者の飲酒を禁じ、デラウェア、ラカワナ及び西部石炭會社は其の職工長、火夫、運轉手、其他にして會社の禁酒を犯し銘酒店に入りしものは免職さるべしと令せり、「ヒルサイド」石炭及び製鐵會社も同様の掲示を出せり。以前は「強酒」の禁止については一言も説かれし事

なかりき、其の實以前は強酒禁止の運動は餘まり行はれざりしなり、然るに此の記事一たび表はれて以來世間に如何なることが起りしか、之を日々の新聞より抜萃せん、曰く、ハルスバーグ印刷業組合第十四號令は、組合が將來催はす所の如何なる晚餐その他の招待に於ても酒代一切の支拂は之を各地方團體の公費より支辨するを許るさすと規定せり」と此等の人々が雷に仕事の妨害を恐れて勤務時間内のみ禁酒するのみならず、交際要談等の爲に宴遊又は密會の場合と雖も飲酒せざることは特に注意を要す、即ち彼等は既に強酒を廢したるものなり。

費府の新紙に左の一項あり、「實業家及び讀書人を代表せるものより成れる委員等が昨々衆議院議員の費府にあるもの四十一名の家庭を訪問し、州知事ブルムボー氏の地方任意行動條令案に賛成を求めしに其れと同時に三千人の勞働者は一の請願書に署名捺印し該案の通過を地方官憲に請ふところ

ありき、此等の勞働者はフランクフォード及びケンシントンの諸製造所に於ける被傭者なりき

銘酒店閉止案に關して、サムエルウィルソン氏は左の如く言へり、「別に被傭者の見地につき聞き込みしわけにも非ず、然れども銘酒店に對する組織的運動の態度が今や俄然として一變せしことを認め、往時は、銘酒店側は地方が任意の行動をとりて縦まに禁止令を發する事に反對し、之を州令に附して反對の決議を促がすの實力ありしものなり、然るに最近の州令は此の反對決議の通過を企てし人を退場せしめたり、獨り之にとどまらず、パース、アムボイ商業會議に於て國會議員クイン氏が地方任意行動條令案の通過に盡力せんことを請ふの議案を可決せり」。

又たウィルソン氏の書狀には左の言あり、「ペンシルバニヤ」鐵道技師のいふ所によれば、酒類の飲用を禁止する同會社の發令は近來非常なる變化を爲せり、舊令の時にありてはキムデンの倉庫附近及

び諸店舗は鐵道従業員群がり居たりしに、今日にては「バー」の店主が店に獨り悄然と控へ居るを見るのみにて、商賣も立ち行かざる有様なり、且つ同技師の説によれば、「ピリ、サンデー」近來の活動目覺ましく、鐵道現業員にして其説教を聽くものは皆な大に感化せられ、以前酒店に入り浸りものが今は暇ごとに聖書を繕くに至りしといふ、又た他の人より聞きし所によればキムデンの紐育造船所に於ては敵週間前に始めて禮拜を執行し其の後も一週一度午餐時に執行の事と決定せり、然るに其の後次第に之れに興味を有するものも出で今は現に日々之を聞くに至りしならず、聽衆常に數百の多きに達し、男は「アスファルト」の上に跪づきて祈るものも往々見受けらる、然るに彼等多くは以前は強飲家なりきといふ云々。

時勢の一變に伴なひ前同様の事はペンシルバニヤのミルトンにも行はれたり、此地は三大工業會社の所在地にして、ミルトン製造會社、シャイマー父

子會社及び米國車輛及び活字製造會社あり、此の三大會社いづれも強酒の禁止令を發したり、然るに斯の如き禁令(飲酒の)出でし爲め定めて勞働者は自己の個人的自由の侵害を憤るならんと思はれしに、事實は意外にも斯くの如きこと更に之れなきのみならず、各自喜んで新令の遂行に従ひつゝあり」と、又た右三大會社の一に長たるシャイマー氏の言ふ所によれば、「勞働者等は多くは今回の舉を賛したり、かくて被傭者側の協力によりて今回の禁酒令も勵行上大いに好都合なりき」といふ。

協力——これ此の實業界の新運動に於ける基調なり、即ち「アルコホル」征伐を第一の目的とする新運動の基調なり、下の通告を聽け、曰「ベスマー」及び「レック、エリー」鐵道會社の傭人は、俸給の袋に禁酒に關する散らし紙を入れて配りし上に、「ウォーター、ウエゴン」俱樂部入會志願書に署名しつゝあり、該志願書は請願書の書式に従ふものにして、署名者定數に充たば、永久的の會を組

織し、アルピオン、グリーンウール及びバトラーに俱樂部室を設くる筈になれり、而して署名者は永久の禁酒を誓ふ筈なり、又た署名するとせざるは備人各自の任意なり、然るに噂によれば喜んで志願書に捺印するもの頻繁なりといふ、右の俱樂部を設くる事は會長ハウイト氏に一任され、會員勧誘方についても特に盡力されつゝあり。

ピッツバーグよりの通告も亦た同様に興味あり、曰く「カーネギー」鋼鐵會社は勤儉主義運動の一部として其の備人等が道徳的生活を爲さんことを希望する旨の諭告を興へたり、同會社の配附せし小冊子によれば、浪費者よりも勤儉家は壽命長く、清き生活を送る勞働者の子弟は、其の否らざるもの子弟に比し學校の成績も良好にして、清淨生活の勞働者は用心をする爲め怪我などする傾きも少しといふ。

勞働者が斯く勤儉主義と一變せし事を考ふるも、彼等が禁酒運動の勇士となりつゝある事は知らる

ゝなり、然れども醫師側の有志家が此の正義の軍に馳せ加はる時こそ吾人の刮目す可き時たるなれ、ペンシルバニヤのウェスト、チェストよりの報知によれば同市内にあつて對症療法及び小量治法を主張する醫師連は同市の酒類販賣の許可に對し抗議を申出でたり、其の抗議書には朴訥に「アルコホル」は毒物なり、隨つて之を飲料として販賣するは禁止すべきに屬す」と認めあり、又た「アルコホル」は「大脳及び神經の機能及び組織に一定の變化を起し、而かも其の變化は、他の毒物によりて起されし變化と其類を同じうす」との事實を陳べ、且つ「酒は白痴及び低能の兒童を生む大原因たり」と言へり

恐らく運動家側は醫師側に比して左ほど「アルコホル」の害を認めざるに似たり、然れどもなほ強酒の惡結果は明瞭に之を理解せり、是れ運動體育に關係の人々が近來禁酒軍に馳せ參じつゝある所以なり、タイ、コッパは昨年夏、或る友人より「飲み

仲間」に加はるやう勸められしとき、「否な吾は酒を飲まず、競技のとき狙ひが利かざる故なり、此前の競技會のときも酒を強ひられしが強て飲まざりき」といへり。

ヒー、ゼニングは或る運動界の機關紙に一書を寄せて曰「或人は誤解して、「ベースボール」の催主は其の演技者が演技場以外にて如何なる行狀を爲すとも顧著せざるなりと思ふものあり、之れ愚なることなり、催主は宜しく鶏と共に臥牀につき、翌朝に至つて前夜何人が夜遊びせしかを確かむるを要す、名簿に少しにても「酒飲み」の名を留めたる組は競技に盛名を馳する能はず。

費府の一記者はコンニーマックと其の有名なる十萬弗「ゲーム」場なるものにつき左の如くいへり、マック、インニスは禁酒家なり、コリンスは盃に手を觸れず、パリーは酒を斷てり、ペーカールは「しつかりした男」となれり、コンニー、マック彼れ自身は十萬弗「ゲーム」場の發見者たり教師たる人なる

が之れ亦一切酒類を用ひず、元來「ベースボール」は「ゲーム」以上のものなり、非常に専門化し甚しく資本のかかる仕事なり、何より先之れに必要なは個人の効率の大ならん事なり、隨つて用意周到なるマック氏は、粗漏なき働きぶりを要求す、之が爲には彼は全員が彼れに歸服し、抜ケ目なき働き振りを爲さん事を要求す、彼は冷血にして明晰なる頭腦を有する撰手に依頼するものなり。

若し夫れ「アルコホル」の破壊的なる結果を證據に於いて知らんとせば、次に吾人の麾下に馳せ加はりし一群のものを見れば足れり——即ち懲治監及び監獄にあるもの之れなり、出獄人就職周旋所の報告によれば、「昨年入所せし二三六人のうち二〇一人は自己の墮落の原因が飲酒にありしことを陳べたり」といふ。

ペンシルバニヤの東部懲治監在監者の手になる新聞「アムパイヤー」に左の記事あり「何が故に速かに「吾等の樽を焼き落とし」吾等のここに來りし原

因を断ち切らざるや、犯罪の七割は酒に因す、酒は暗躍口論の原因の八割五分を占む、別に高かき道德上の目的の爲めならずして、唯だ自己一身の爲を用心策として、節酒禁飲を断行するも亦た大に可なることを爰に一言言置かんとす欲す」

ワシントン州立感化院の報告に曰く、『麥粒先生(酒類をいふ)に詰問したき事あり、北ダコタは乾き(節酒の地)て五七五〇〇〇の人口なり、而して其の州立懲治監には一七五名の在監者あり、モンタナは濕ひて(飲酒の地)、三七五〇〇〇の人口なるに、在監者は九〇〇なり、これ如何』

ニ、ジャーセーの感化院の『良民』誌上に曰く『或る交換雜誌に「アルコホル」は夏著の『シミ』を抜くとあり、尤もの事なり、同時に其の夏著までも抜けるべし、春著も冬著も流れ去り、己のがもの、みかは妻のものも子のもも失はるべし、否な著物のみかは家財家具も失はれ、食物は庖厨に空乏し、笑靨は妻の顔より亡せ、笑ひは無邪氣の兒等

決議し、俱樂部が現在の地位を占むるか移轉するかに關せず此決議は有效たるべしと議定せり」と此の決議に先だち、官憲は引つゞき『看板』を掲ぐるものは其の土地所有權を喪失すべしとの告知を發したり、今ま俱樂部の理事會は此の機に乗じて右の決議を爲したるものなり。

費府にては亞米利加印度人(と稱する白人の結社)の發起にて、會館内にて「ラム」酒を用ふるを禁ずるの議を起せり、其運動には二萬人以上の後援者あり、費府の某新聞によれば、『三月四日木曜チオガ、ツライブ三五八號は左の禁止令を規約第十一條として採用するを決す、曰、會議室内及び附近に於ては如何なる時といへども酒類を販賣すべからず、……該結社の委員も往年地方支會の會館より酒類を排斥するの議は國內に普ねく行はるゝに至れりと言ひし事あり』

禁酒軍には農夫までも加はりたり、數週前にもベシナルバニヤ穀倉組合員は『凡べて酒類に關す

の唇より消え、斯くて幸福は家庭より失なはれん物を失ふこと何物か「アルコホル」の力に如かんや」と

斯ほどの事は如何なる結果を生ずる、三月二日の費府「レッドジャー」に曰く、『本日本部懲治監在監者一千人は州廳に對し、凡べて酒類販賣廢止の運動については向後何分の勸考を煩はし度き旨請願に及びたり、其の請願書の要に曰く、『請願者の多數は「アルコホル」の如何に人を墮落せしむる力あるかを自己の經驗に訴へて詳らかにせるものなり、各自は酒類の販賣にして禁止されんには、犯罪數は少くとも五割を減す(それ以上とは斷言せざるも)べしと信じ、こゝに何分の勸考を煩はされん事を請願するものなり……云々』

「アルコホル」の爲めに一生を過まりしものほど其の効果を詳知せるものはなかるべし。

なほ他の費府新聞に曰く、『バーウイック』俱樂部の理事會は、四月一日以後一切の酒類販賣を禁止すと

る廣告を引うけ之を印刷する新紙又は定期刊行物は、高等なる文明に必要な道德的情調を有するものと認む可からず「隨つて」吾人は酒類の廣告を掲載せる新聞を家庭に入れざる事を誓ひ、又た此主義の遂行の爲めに一切の農業關係者に從應する所あらん事を誓ふ」との決議文を通過せり

斯かる決議について一々説明を爲す必要はなし、新聞雜誌を讀むが早や解かりなり、最近に「メツヂスト」教會の禁酒會は二千百六十の新聞に對し其の禁酒問題に關する立ち場を質問せしに、少くも五百二十の新聞は一切の酒類の廣告を禁じ居たることを知れり、或ものは麥酒の廣告だけを取り或ものは禁酒賛成に著手せんとし、或ものは先づ世間の禁酒運動が今ま一層適確たるに至るを待つ事とせり、兎まれ新聞紙が漸次禁酒賛成の傾向を取りつゝあるは事實なり、隨つて「メツヂスト」教會の取調以上に賛成の新聞あるべきは疑ひなし、何となれば國內に配付せし右の質問書は全新聞紙

數の十分一に過ぎざりしが故なり、「メソヂスト」教會は其の「ペンシルバニヤ」禁酒賛成新聞三十八のうちにて費府の「北米新聞」を脱したり、本紙の如きは米國第一の禁酒運動の急先鋒たるものなり。雜誌のうちにては現に酒類廣告を拒絶するもの六十二あり、今後漸次増加の傾向あり「郊外生活」を發行せる出版會社の社長たるアーノルド氏の曰「麥酒」及び「ホキスキー」の廣告を爲さざる主義を取る雜誌は廣く世間の廣告主より良家庭向きの雜誌と認めらるゝの便宜あり」と。

之を如何なる社會について見るも——都會にまれ學校にまれ、役所工場何處にまれ——到る處に強酒反對の傾向あること、又た机にかゝる人と機械に働らく人との間に協力の精神が勃興しつゝあることを知るべし、彼等は各々吾れ遅れじと禁酒の軍に馳せ向ひつゝあり。

然り而して其の共同目的は如何、他なし、男も女も一層健康に、一層效率大きく、且つ愈々繁榮し益

々幸福なるに至らん事これなり、即ち左の如き新聞記事の再びあらはるゝ事なからん事これなり——

主曰ブルックヴィルのマクラケントとてゼフ、トンの、地方裁判所の一員なるが、セフ、トソン及び其の附近の裁判事件に執筆中、その殺人事件數二十六のうち二十四は直接に飲酒に原因せりといひ、又地方裁判所檢察たりし時、同裁判所にて取扱ひし全ての事件のうち八割七分は酒類に原因すと云へり」云々

或は「デラウェア」及び「ラカウエヤ」並に西部石炭會社の副社長デハース氏は昨夜ワ、リオランに於て五百人の鐵夫に演說せしもの、中、仕事の出がけに「サロン」に立寄りしものが怪我せし例多きことを述べたり」云々。

或は「費府に於ける新兵募集所に集まりしもの昨日一千人に達せしが、僅かに二十六名のみ合格せり、其中には病氣にかゝれるものも有りしが、又飲酒癖の徴候著明なるものも有りて一度に二十三

十名と追かへさるゝもの續々踵を接したり」云々。

或は「ピッツバーグ」及び「レーク、エリー」鐵道會社のヨート氏は「勤儉主義」に關し其の傭人一同に訓示せる演說中に鐵道に就職を求むることは、飲酒家には不可能なるが如き日も遠からず到るべし、人を殺すことは戦争よりも酒に多しとすと云へり」云々。

又た本日「ニュージャーセーノフルダー」知事に達せし報知によれば犯罪及び狂疾の唯一最大の原因は飲酒なり、該報告者は社會の寄生者階級の原因につき取調べの爲め任命されし委員にして、其の報告は社會飲酒の風習を否認し、所謂適當の程度に飲酒すといふ事が、癩癩と白痴と低能兒との生るゝ原因なりと論せり」云々。

又た「當地(ウイルク、ハール)に於て、ピリー、サンデーが禁酒につき二年前に講演を爲したる結果にして地方貧民院の年報にも此事を論せしが、其中にあげし統計によれば貧民院に行きし四二四人

のうち一人として飲酒癖なきものは無かりしがリュセルン地方に於ては絶対禁酒者にして昨年一年中に貧民院に入りしもの一人もなかりしといふ」云々又「社會各方面に向ひし余の交友を觀察する事は從來余の注意して研究しつゝありし事なるが、之によれば、飲酒者は悉く今ま死亡し、其他は病氣の爲めに死し又は不品行にて一身を持ち崩し一家を倒したるものなるが、之れ皆「ラム」酒に原因せるものにして、他の原因によるものは一人もなしとこれはデビー氏の説なり。

又た「此のデビー氏の説について言へるものあり、曰「時々過度に飲酒せし習慣ありしが今は禁酒せる向にありては死亡率五割に對し、恰かも四歳以下の幼兒の死亡率と等し、二杯の麥酒又は一杯の「ホキスキー」又は之に等しきものを日々飲むもの、又た之れ以上を飲むものは前者よりも五割方大なる死亡率を有す——これは紐育生命保險會社員ハレター氏の報告なり。

凡を如上の新聞だねは世人最早や聞き飽きたる位なり、これだけの弊害を見しのみにも、世人は酒類に對し宜戦せんと欲し、胸中無限の鬱憤を酒に對して懐き、奮つて禁酒軍に馳せ加はらんと欲するに至るべきなり、「アルコホル」は吾人をして傷けたり、然れども未だ吾人を亡ぼさむ、吾人の「アルコホル」の害を發見せしは幸に時遅れざりき今や吾人は「アルコホル」が人命の大敵なることを知るに至れり、吾人は此の家庭の敵を一掃し、一切の事業より「アルコホル」を排斥せんとしつゝあるものなり。

國民が一大理想に一身を捧ぐるには必しも交戦状態にあるを要せず、現に米國民は「サロン」を有せざる國民たらんとの理想に向つて盡瘁しつゝあり、米國民の今日禁酒軍に馳せ集まりつゝある現狀を見れば、人をして肉躍り血湧かしむるものなり、而かも之れ既に役人の戦争に非ずして人民の戦争なり、此點に於て該の人氣は一層希望に満てるも

寄書

服装 (特に雇員の服装に就て)

寡 澄 齋

禮装と云ひ禮服と云ふ事は吾人の常に口にして居る所である、既に禮服と云ひ禮装と云ふ以上は此の服装なるものが禮式及び禮儀と至大の關係を有する事は疑の無い處である 即ち

(禮記)の中に禮義の始めは容體を正ふし顔色を齊へ辭令を順にするにありと出てある、是は誠に味ふべき言葉であります、禮義の始めは容體を正ふしとありますが其の容體とは服装及姿勢の事でありませう。

吾人何人も各覺へのある通り、亂雑なる寝間に居る時の心持と清掃せる座敷に居る時の心持とは全く別である、書齋に居る時の心と勝手に居る時の心とは大に違ふのである又た食堂に居る時の心

のなり、田夫野人も此の軍を吾が身の軍と心得たり、彼等は各々軍食壺漿して吾軍に來り加はりつゝあり、若し一たび全員の動員を行ふの日到來ば庶幾くば「アルコホル」の名を聞かざるに至らんなり。

(完)



と浴場（風呂）に居る時の心とは其所に幾らか趣きが異ふ居は氣を移すとは即ち此事である。

次に服装も亦た大に吾人の精神を左右するものである、ドテラに鳥打帽を冠れば心も其れの爲り、羽織を着れば心も羽織を着た様な心持と爲り更に袴を着ければ従て心もチャンと極つて來る様な感し加致します、洋服も其の通りで、運動服を着けた時は心も其様になり、背廣を着た時は心も其れのに或る又た、フロックコートを着た時は心も何となく禮儀ジミて來るのは何人も經驗する所であります。

更に一步を進めて申しますれば、同じ私服を着けても垢染て而も破損して居れば自然と心持も懦弱に陥る様に思ふ、之に反し假令木綿服でも清淨にして折目正しければ心持も自然と明快活潑になるは人情の常であります、私服に於て既に然り況んや官服に於てをやであります、今日私か「服装」と題して講話を致しまする着眼點は全く此所

に在ります、但し私は華美な贅澤な衣裝を奨勵する意味は毫もありません、要は唯だ官服でも私服でも、常に十分の注意を拂ひ清正にして威重あり自己の品位と體面を損はぬと云ふ迄の用意を望むのであります。

人の中には『服裝を彼是れ云ふは婦人性である小人物である、偉人豪傑は決して服裝杯を頓着するものでない』杯と心得て居る人が有ります、其れは一面を知つて他の半面を知らぬ人であり、其の證據には學者として政治家として名聲世界に隠れなき彼のフランクリン氏は何と曰つたか『服裝は人を造る』と、之れ實に不易の金言であり、秀吉公も服裝に付ては多大の注意を拂て居らるゝ、孔子様も服裝に就ては實にノノ用意周到であります、故に私は是より其狀況を順次お話し度いと思ひます。

二 孔子と其服裝

〔論語〕の第十二郷黨編は孔子の居常を書たもので

た。

五、孔子の私居服は多く狐と貉の皮を用ひ質素にして丈夫と云ふ、極めて實用的の物をお選びに成つた。

けれども赤と紫の色は家庭に於ても決して用ひ無かつた、其れは赤と紫色の衣服は婦人めきて、何となく男子の威重を失ふからである。

六、孔子の仕事服は右の袂を短くして仕事するに成るべく便利な様に出來て居た。

七、孔子の就寢服は其の長け甚だ長く身體に餘り猶ほ半ばに達す、畢竟長ければ足を包み暖を保つに適す、之は衛生より來る考案なり、昔より頭寒足熱健康體と云ふ即ち是れなり。

八、孔子は喪中以外の時は禮法の定めにより必ず佩物を懸けられた佩物とは軍服に於ける勳章の如く儀式的の整飾なり支那制君子服すれば必ず佩物あり、孔子は面倒たからと云つて佩物を畧されたと云ふ事はなかつた(未完)

ある即ち孔子の起居出入の模様より衣服飲食の狀況に至るまで頗る詳しく書かれて居ます、其の衣服に關する一節を拜見し、まづれば孔子が如何に服裝に御注意になつていたかと云ふ點が解かる、尤も支那の服裝の事で而も古代の服裝でありますから論語の正文を講釋しても甚だ迂遠と存じて其の意味を左に列へます。

一、孔子の服制は中々嚴重なるもので有つて其の衣服の如きも種類が随分數々ある。

二、孔子の通常服は紺と淺黄色を避けて齋服や喪服と紛れぬ様に注意して居られた。

三、孔子の外出服は夏でも下着がありて肌が見はれぬ様注意してをられた、今の言語で曰へは即ち風俗を重んぜらるゝのである。

四、孔子の公服は黒衣には黒の羊皮を用ひ白衣には白き鹿皮を用ひ黄衣には黄なる狐の皮を用ひ朝服聘服祭服等悉く規程に法り禮法に據り毫も私工を加へらるゝと云ふ事は無かつ

通信

◎熊本自營協會木山支部發會式

熊本縣上益城郡木山町近郷十ヶ町村を一團とする自營協會木山支部は去る大正三年十一月の創立にして爾後一年間々接保護に關し奮発するところ少なからず其の成績亦見るべきもの多く將來の見込確立せるに由り去る十三日之れが發會式を舉行せり此日會するもの典獄教師郡長警察署長縣都會議員各町村長及び區長各寺院住職青年會並に在郷軍人會員其他有志凡そ三百有餘人當地に於ける智識階級の總てを網羅せり式場典獄及教師の斯業に關せる講演あり聽衆孰れも保護の必要を了得せしを見受けられたり。

◎姫路たより

姫路分監追分會 密月二十四日姫路分監に於て在監死に者の爲めに追弔法會を催せり當日は特に本派本願寺別格別院龜山本徳寺欣笑院蓮枝藤田隨行員及樂人を隨へ出張あり又參列員として姫路區裁判所大濱監督判事同男庭上席檢察姫路市光徳寺住職等隨席ありたり式は佐瀬分監長の告示に始まり連枝の導師にて五會念佛の作法を修し分監長の甲文朗讀蓮枝の觀數及隨行員の觀數の復演あり

四人に多大の感動を與へたり右終了後女囚に對しても同様執行せり。

◎宮崎通信

宮崎縣下に於ては免囚保護事業の普及を期するの目的を以て縣下各部に支部を設立することなし日州保護會本部は直接間接の保護に従事し各支部は専ら間接保護に従事す延岡支部(東西白杵郡一圓)は大正元年十一月南那珂郡支部は同二年一月西諸縣郡支部北諸縣郡支部は同二年十二月兒湯郡東西兩支部は同四年五月東諸縣郡支部は同四年十月十二月を以て開設し今や縣下全部に涉りて各宗寺院住職一致協同間接保護に熱中せり而して本會長は本支部相互に氣脈を通ずる爲め毎年一回支部長を招集し會議を開催銳意新業に努力し漸次良好の成績を擧ぐるに至れり尙ほ北諸縣郡支部は本月七日同郡都城町攝護寺に於て發會式を擧げ其概況は小野支部長開會の辭に次で佛前に讀經をなし佐々木理事は會務の報告本部會長原田教諭同顧問赤井裁判所長同佐田典獄の免囚保護に關する講演及大山郡長山下警察署長等の祝詞支部長開會の挨拶にて盛況を極めたり次に西諸縣郡發會式は同九日小林町淨信寺にて舉行せり式は前同様に先づ支部長開會の辭に引續き會員一同佛前に敬白文朗讀次に赤井裁判所長佐田典獄原田本部會長の講演及岡田郡長町村長代表者小學校長代表者神職代表者の祝詞等ありて支部長開會を告げたり當日參會者は町村長小學校教員有志家眞宗信徒等にして無慮一千餘名に達し頗る盛況なりき又東諸縣郡支部發

會式も不日舉行の筈にて各寺院住職之準備中なりと

◎感化講習員來監

九月一日より宮城縣々會議事堂に於て内務省主催の感化救濟地方講習會を開催し宮城、岩手、青森、栃木、新潟、福島、山形、北海道の一道七縣より選出の講習員は一百餘名に達し頗る盛況なりしが右講習中科外として仙臺青兒院、縣立感化院、東北懲戒院、東北醫科大學、宮城監獄等に就て實地の見學を爲し同月十日閉會式を擧げたり宮城監獄視察の模様を聞くに九月九日午後二時講習員一同(但し女講習員を除く)宮城監獄に著し暫時休憩の後典獄の先導にて監房工場を巡視し教誨室に於て江澤典獄より講習員に對し「現代刑罰の趣旨」在監入減少の事實並に各種の原因、「感化事業監獄事業保護事業三者の關係等」に就て一場の講演あり席上幼年犯罪の動機「外數種の印刷物を配付したるに何れも大に感謝し頗る満足の意を表し午後五時退散せり

因に右開期中、井上前神社局長の「救濟事業の要務」渡邊地方局長の「感化救濟事業經營に關する注意」谷田監獄局長の「歐洲に於ける犯罪少年問題の起因を論ず」等諸冊の配與あり現時の社會問題に就て痛切に注意を促したる點甚だ多かりしとぞ

◎各保護會の收容人員食費及工賃

保護

財團輔成會に加盟して直接保護に従事せる免囚保

收容人員表

收容人員	一四	二二三	二〇二五	五四	四二	四五	三〇	二二	一三	二八	一六	一八	三八	二〇	四三	五九	五三
收容	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
收容	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
收容	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
收容	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
收容	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
收容	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
收容	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
收容	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
收容	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
收容	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
收容	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
收容	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
收容	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
收容	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
收容	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
收容	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
收容	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
收容	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
收容	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
收容	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
計	七	六	七	六	七	六	七	六	七	六	七	六	七	六	七	六	七

大正四年七月末日現在

備考

表中最多數四十三人を收容せるものは北海道寺永慈惠院にして五十九人を收容せるものは福岡縣三池保護會なり此二ヶ所の如く多數を收容する

は俄に望み難きも表中三十一ヶ所までは僅に一人乃至三人を收容するに過ぎず少しく貧弱の感なからずや但表中一ヶ所平均の收容人員は七人に

護會百二十八ヶ所中本年七月末日現に免囚を收容しつゝありしもの七十六ヶ所に就き其人負食費及工賃を調査して左に掲ぐ

但七十六ヶ所の外尙免囚を收容せるものありしも食費又は工賃不判明に由り省く

當れり

被收容者一人一日平均食費表

保護會數	收容人員	食費 九錢以上	食費 十錢以上	食費 十一錢以上	食費 十二錢以上	食費 十三錢以上	食費 十四錢以上	食費 十五錢以上	食費 十六錢以上	食費 十七錢以上	食費 十八錢以上	食費 十九錢以上	食費 二十錢以上	計
四	二四													
二	一三													
三	二七													
二	一一													
八	五五													
四	二七													
四	六八													
二	二四													
五	一一													
二	七六													
一	二一													
一	七六													
五	二一													
七	七八													
一	九一													
一	四三													
一	一八													
一	五三													

大正四年七月末日現在

備考 表中最高額二十五錢は八王子扶養園にして二十六錢は救世軍勞作館なり又最低額九錢以上は鳥取縣給産會山形縣米澤商會愛知慈惠會及遠州積善會にして十錢以上は眞哉會及加能慈惠保護會なり但保護會に由り宿料を徴するものは之を食費中に算入せり表中食費の平均額は十七錢三厘に當る然るに前項の通り最低は九錢又は十錢にして最高は二十五錢又は二十

六錢なれば其間懸絶するを見る或は其低きものは粗糲に失せざるか其高きものは甘美に過さるか或は食物の購入調理供給方法に巧拙あるに非るか若地方に由り物價を異にする爲かと云は、眞哉會扶養園勞作館は均しく東京管内に非ずや又收容人員の多少に由るかと云は、實際に於て其低額のもの必しも人員多からずして其高額のもの必しも少らざるなり局に

當る者の一顧を要すへき所ならんか

被收容者一人一日平均工賃表

保護會數	收容人員	工賃 六錢以上	工賃 七錢以上	工賃 八錢以上	工賃 九錢以上	工賃 十錢以上	工賃 十一錢以上	工賃 十二錢以上	工賃 十三錢以上	工賃 十四錢以上	工賃 十五錢以上	工賃 十六錢以上	工賃 十七錢以上	工賃 十八錢以上	工賃 十九錢以上	工賃 二十錢以上	計
三	二五																
二	六																
二	七																
八	四三																
一	六四																
一	七二																
一	五九																
一	一五〇																
八	三〇																
二	六〇																
一	一																
一	一六																
七	五三																

大正四年七月末日現在

備考 表中工賃の最低額六錢以上は何れも幼年保護會なれば格別とし十錢は神奈川縣佛教慈德會十二錢は水戸佛教慈善會にして最高額六十四錢六厘は長崎啓成會なり表中工賃の平均額は三十六錢に當る元より地方に由り又被收容者の年齢技術等に由りて前項の通り高低懸隔あるへきも保護の目的は被收容者を獨立自營に進境せしむるを以

◎香川縣保護狀況

つて常に食費を償ふて尙多少の貯蓄を爲さしむる程度の工賃を得るに至らしめざるへからず然るに其平均額に及ばざる遠きものあるのみならず食費さへ償ひ得ざるもの三ヶ所あり要は彼等に利益の職業を授け精勵の動作を促し誘導監督に焦慮盡瘁するにあらんかな

本縣下に於ける免囚保護事業は明治三十八年二月一日の創設に係り廣く資金を縣下善慈家及篤志家に募り逐次幸に世間の信用を博し讚岐保護院と命名院務稍盛大に赴きしか明治四十年七月端なく不慮の蹉跌に遭遇し忽ち批難攻撃の的となり廢滅に歸せんとするの悲境に沈みしか縣當局裁判所及監獄職員并に地方有志者の援助により更らに院の廓清に努め新たに本縣知事を總裁に推戴し理事及評議員を置き保護及資金の收支に關する規定を設け徐ろに信用挽回の策を講じたりしに漸次順調に向ひ大正元年八月財團法人の允許を受け同時に讚岐修齊會と改稱し而して其の補助機關として大正三年七月縣下各郡市に讚岐修齊會支部を設置し當該郡市長に其の支部長を囑托し且つ基金の充實を圖る爲め金貳萬圓を各郡市に割當て募集することに協議一決し尙ほ支部に於ける保護の方法及維持上に關する規程を制定せり然れども本縣下は一般未だ保護事業に對する思潮甚だ幼稚にして郷黨擧て

出獄者を嫉忌するの傾向あるのみならず其近親者にして尙ほ此の弊あるは深く遺憾とする處なり要は本縣人士の多くは未だ保護事業の何物たるを周知せざるに因るものにして此の事業の進展を圖らんとするには事業夫れ自身の刑事政策上必要欠くへからざる事を周知せしむるにあり昨夏中村典獄着任以來深く焦慮之れか畫策を凝らし盡瘁の結果香川縣若林知事及高松地方裁判所山下檢事正と圖り本年七月修齊會理事會を縣廳に開催し席上本縣各宗派寺院住職をして其檀徒に屬する免囚其他在監人の家族高松丸龜檢事局に於て不起訴となりしもの又は本縣警察官署に於て説諭放還したるもの等も犯罪の傾向あるものに付保護なさしめんとの議起り八月十九日縣下著名の寺院住職二十五名を高松市に招待し右に關する懇談會を開始したるに何れも其趣意を翼賛し極力前示の目的を遂行することに決定し既に各宗派寺院は競て該保護に關する規程を提出せり依て愈々十一月一日より讚岐修

齊會及各支部と連絡を通し現實的保護方を實施せんとするに至れり洵に斯道の爲め喜ぶべき現象にして自後本縣保護事業は一大進展をなし其實蹟や必らず見るべきものあるを信する次第なり

◎被保護人衰狀を受く

宮城縣柴田郡何某(二十五歳)は十五歳の時父を亡ひ家計俄に窮乏を來し他家に奉公するの止むなきに至れり父母の膝下に在りし頃は愛らしき順良なる少年なりしが境遇の惡化せるに従ひ何時しか賭博に心を寄せ漸次沈溺し窮迫の結果他家に放火し火災の混雜に乗じて竊盜を爲さんことを企て明治四十一年十月十六日夜陰に乗じ燐寸を以て某家の軒下に放火し家屋小屋等數棟を燒燬したるものなり

右事實に因り明治四十一年十二月仙臺地方裁判所に於て懲役十年に處せられ宮城監獄に於て行刑中大正三年五月二十四日の勅令第四百四號に依り懲

役七年八月二十五日に減刑せられたり爾來本人は無涯の天恩に感泣し生涯此の恩命を忘却せず粉骨碎身皇恩に奉答すべく申居りしが果して本人の言行は次第に善化し遂に大正四年一月假出獄を許され臨時出監の身となれり本人の郷里には老母及實兄あるも嘗て大罪を犯したる身の直に歸郷の面目なしとて宮城縣出獄人保護會の直接保護を願ひ出たり

本人は在監中彫刻及漆工の業を習ひ深く其趣味を感じ技能の進歩も甚だ著しきものなりしが保護會へ收容後も仙臺市五十人町川崎漆工場へ通勤し益々技術の練習を加へ居りしが大正四年十月宮城縣物産共進會の開かるゝや平素磨きたる腕前を示すの時や來れりとして苦心の作なる香盒一器を同會へ出品せり、然るに忽ち其選に入り縣知事より衰狀を拜受するの光榮を荷へり本人の喜びは元より出監以來日夜監督輔導の任に當れる保護會主事は一層欣喜し保護事業の空しからざるを語れる由聞

くも隨喜の至りならずや

◎財團宮城縣出獄人保護會の顧問及理事會

同會は本年十月九日午後二時宮城控訴院内に於て開會せられたる由當日の模様を聞くに出席者は三木總裁(宮城控訴院檢察長)を初め清水(控訴院院長)瀧川(仙臺地方裁判所長)三家(同院元檢察長)早川(市長)の四顧問田代會長江澤、岩崎、富永、野副、伊澤の各理事外關係者數名にして三木總裁の挨拶に始まり田代會長開會の辭を述べ引續き議事に移り「事務所及被保護人の宿舍新築之件」外數項を決議し評議員數十名を選定し午後五時閉會せり當日來會者は頗る熱誠に意見を開陳せられ提出の議案も悉く圓滿に議了せられ遺憾なく會合の目的を達したる由なり

◎秋夜雜感

北 筑 生

○私の母は、無名の免囚保護に努め、又兄は郷國

で。私は異郷で、共に、某會といふ名の下に、従事して居るが、就中、無名の保護事業が、一番良い成績を擧げて居ると思はるのである、私の母を彼等被保護人は、慈母の如く慕ひ、「オ母サン」と呼び、年々藪入りには、子供まで伴ふものもあつて、里方にても歸へつた氣で、母許へ來て居るさうして、彼等は何となく、總てに於て、人間らしくなつて居て、未成半熟のものでなかつたのである、凡そ斯業に従事するものは、外形の完美や數に於て多を競ふべきものでなくて、一人でも、人を作るといふことの切要なることを忘れてはならぬと、思ふた、

○昨秋、免囚保護事業講習會に、國許から上京した兄と、共に、出席したが、實に愉快であつた、といふのは、兄の滯京日數の僅少で、而かも、久振りの會合であつたに係らず、朝夕、斯業の談論の持ち切りで、餘談に及ばなかつた事であつた、而して、兄の斯業に熱心なことには、何日もなが

ら、敬服するの外はない、私は活きたる教訓を受けたのであつた、斯の至難の事業には、殊に獻身的努力が、必須の武器であることは、申す迄もない、

○私が家族と塙内に、居住した時であつた、朝夕の禮拜の際には、ベルの代りに、四歳の悴を、遣して、收容者を呼びしむると、五尺の男子は、ゾロ／＼と、紅葉の様な手に、導かれて、佛前に額つくのであつた、また幼き悴は、夕暮出稼先から歸へり來る被保護人を、歡び迎へるや否や、彼等の腕に、抱かれて居るのであつた、「坊ちゃんに、オ迎を受くると、一日の疲勞を、忘れてしまふ、」とは彼等の語る處であつた、そは彼等のオ世辭ではなかつた、ア、斯様な機微の間に於て彼等は懺悔し又は家庭の趣味を眞實味ふのではあるまいか、保護の任にあるもの、家族は、能く、斯業の何たるかを解して、協力事に、従ふたならば、裨益する所渺からぬであらう、

○私が、某といふ青年(放火罪初犯)を、或る菓子屋に、奉公させた、然るに、今から三年前の春の或る夜に、主人から仕事の上で、叱責せられたとて、無斷家出し、行術不明となつた、この主人はモウ逃げてしまつたから、ドウでもよいと、いふ様な人で、なかつた、非常に心配して、その搜索を、怠らなかつた、その後、數十日を経て、日本橋の河岸で、魚腸拾ひ専門の乞食の群に、某に似たものが、居るとの噂を、便りに、漸くにして、發見したが、髪は延び、顔は汚れ、衣破れ、一見、某にあらざるにあらすやと疑はるゝ程、變り果てた姿と、なつて居た、けれども、孤兒で、低能者で、而かも刑餘の身の彼を想へば、不憫に堪へぬとて、再び主人に引取られた、今は幸福者となつて、主人の子女と兄弟の様に、平和なる月日を、送りつゝあるのである西諺に「慈善家は陰に住めり」と吾人は斯様な眞摯なる後援者をより多く望むるのである、

○私は、遺憾ながら、斯業で失敗した事が、少くない、被保護人某(殺人初犯大工職の三十歳)、が夜間密に外出することを、前任者から聞き、早速取締つた、さうして、防止することを得て、喜ぶ間もなく、某が遊女を殺害し、己は自殺せんとしたが、遂げなかつたといふ事件が、突發した、その後、彼に就て聞けば、夜間外出は止めたが、出稼先かち、寸暇を得ては、白晝に登樓したのであつたと、答へた、これは、着任早々の失敗談で所謂前門の狼を追ふて、後門に虎あるを、知らなかつたのであつた、



○福岡監獄構内に幼年監開設 今回福岡監獄内に幼年監を開始し佐賀監獄唐津分監拘禁中なりし十八歳未満男受刑者を九月二十四五兩日に全部五十八名の移監を了し爾來十月五日迄の間に於て長崎、鹿兒島、大分、熊本各監獄及び久留米、小倉兩分監より同受刑者八十六名合計百四十四名を移監し之れに同監獄の在來拘禁者十一名を加へ百五十五名を收容し幼年監を開闢せる由

○受刑者の縊死 宇都宮監獄在監受刑者懲役一年六月竊盜六犯坂本清三郎は大正四年十月五日午後四時施し置きたる手錠(精神に異常あり他と隔離し特別観察中の者)に連結せる麻繩の一端を解き一方は手錠に結付たる儀施されたる手錠も亦其儀にて端を繰戻し之れに首を差入れ繩の中央より折りて房内使用便器を踏塞とし監房内格子の最上部の貫に通し輪狀の所を手錠に掛け置き踏塞の便器を外し縊首し其目的を遂げたり原因は外廳的幻覺の畏怖にして即ち精神病に因るものなりと

○中津町の鴉室扶斯 大分監獄中津分監所在地中津町に於て九月十月の交際盛扶斯發生看守部長以下職員の感染せし者三名其疑ひある者一名あり看守部長は十月五日死亡し一名は輕快なる

も二名は重症なり而して同地は目下該患者五十名内外に達したる題にて典獄分監長等の憂慮一方ならずと併幸に在監者には傳染性の者一名も無之現今百六名の在監者中病者は僅かに二名にして監内の衛生状態は至極佳なる由

○受刑者の縊死 山形監獄鶴岡分監在監受刑者竊盜懲役三年高橋幸吉は十月十七日午前八時頃鶴岡集教館の爲め一般受刑者を教誨室へ集合せしむる際右受刑者は驟て痲痺を患ひ小便頻繁併せて昨今龜丸に疼痛を感ずる甚しきに依り教誨室を免除を願ひ許可せられ監房に残留し別に戒護看守を付せず三十分一回巡視し居りたるに午前八時半頃貸與の帶、襪、手拭を結び合せ監房入口の梁に掛け縊死を遂げたり原因は疾病の爲め前途を悲觀せるなりと

○刑事被告人の縊死 東京監獄在監殺人事件被告人藤野千代は十月十八日東京地方裁判所に於て公判開廷に付同廳構内留置場新監房六室に收容中縊死を遂げたり當日午後三時四十五分頃看守巡回の際は何等異狀を認めざりしも午後四時三十分頃巡回の際監房備付の腰掛を入口に引寄せ踏垂として扉扉の上部なる鐵格子に下掛に使用せる自己の淺黄メリンスの細紐を懸け頸部に纏結して其兩端を結び腰掛臺の上に在りて房内に向ひ兩足を揃ひ前方に立ち其目的を遂げたるものなり原因は一身の薄弱を深く悲觀したるものならんと

○受刑者の縊死 名古屋監獄在監受刑者横領詐欺罪四犯懲役一年左濠純一は十月二十三日午前六時二十五分頃上層の際櫃所内

上部の垂木に貸與の三尺帶を掛け縊死なり原因は入監以來竹箸工に従事し怠らざるも技能拙劣科程を終了せざるにより時々奮動を加へらるゝを悲觀したるなりと

○受刑者の傷害 大阪監獄在監受刑者強盜二犯懲役四年六月村岡義實は十月四日起床後各自の蒲團を積少重ねるに當り同因陽桃三に向ひぐずぐずせず早く積まんか一言せしに桃三は何時もお前がぐずぐずする辭に今日丈け早ひらちと喧しく言ふなと放言せしより性來短慮の義實は痛く憤激し直ちに便所用の下駄を以て桃三の頭部を毆打し疾病休業七日間を要する創傷を負はしめたりと原因としては更に認むべきもなく一時の發作に過ぎざるよし

○受刑者の傷害 廣島監獄在監受刑者竊盜八入懲役六年三好仁五郎は同因白木龜龜に對し驟て不自然なる懸想を爲し居りたるもの、如く十月十八日午前八時三十分頃偶々龜龜が同工場受刑者則松忠治と交談したるを見て大に嫉妬の念を起し居たるに午後二時五十分頃再び同人と交談するを見るや嫉妬の情禁する能はず自己の作業を中止し兩人の様子を窺ひ大聲を發して龜龜を自己の役席に招き何故に交談したるやと詰問せしに龜龜は難役夫なれば場合に依り何人も交談することあり敢て汝の干渉する所にあらずと答ふるや仁五郎は看守に其可否を問はんご自己の役席を離れ直ちに前面なる監視所の傍にある難役の役席に在りたる機修用の松材を取り突然龜龜の左前額部を毆打し同人が機の間に卒倒する

や再び之を撃打せんとせしも機に觸れたる爲め目的を達せざりし
 兇行者は直ちに取押へ被害者には相當手當を加へし午後十時頃
 遂に死亡せりとのこと

○印刷物に付て高知監獄作業掛の談 當監に於ては從
 來印刷事業經營しつゝあるが數年の經驗上少數の印刷物を注文せ
 らるゝの例乏しからずして注文者の爲めに不經濟なるのみならず
 當監に於ても徒に手數を要し雙方の爲め大に考慮すべきものと認む
 るを以て左に參考として比較的手數を要する印刷物の料金を掲げ
 る

十五枚三十枚五十枚百枚二百枚三百枚五百枚千枚
 美濃紙版四六二四六五四六八四七八四九六五一五五五三六四六
 にして則ち一枚に付十五枚は三錢〇八三十枚は一錢五厘五五十枚
 は九厘四百枚は四厘八二枚は二厘五三百枚は一厘二五五百枚は一
 厘一千枚は六五となり少數印刷物の高價なる事驚くの外なし故
 に當監使用のものは一ヶ年使用高百枚以下のものは印刷に付せず
 特別の事由あるものに限りにては數年分を一時に印刷するの方針を
 採りつゝあり主務者に於て一定の監獄をして在監人員日表統計月
 表統計年表用紙等を印刷せしめ各監に保管轉機せしむるはまこと
 て印刷料に關係せるを以てならんかと思考せらるれば各注文者
 に於ても少數のものに可成數年分を一時に注文せらるゝか又は附
 近の需用者も共同して注文せらるゝならば安價となり當監に於て

叙正八位

各)

看守長(近澤) 宮崎 徳安

各)

同(静岡) 今川 頼一

通)

同(松山) 加藤 利正

給五級俸

同(青森) 伊勢谷常三郎

各)

看守長(坂本) 向島巖之助

通)

同(鹿兒島) 坂元 一郎

叙動八等

同(宇都宮) 秋山 金吉

給六級俸

看守長(豊多摩) 高橋金四郎

甲府監獄勤務ヲ命ス給七級俸

同(前橋) 酒井 二郎

任看守長給十級俸前橋監獄勤務ヲ命ス

看守(同) 宮下 啓助

監獄醫ヲ命ス給五級俸名古屋監獄勤務ヲ命ス

監獄醫(名古屋) 小林 嘉美

會

報

○監獄協會々報

○茶話會

も製作上非常の便利あるを以て將來は一般注文者に於て此等の點
 に注意せられんことを希望す

叙

任

各)

典獄補(横濱) 關 久之助

通)

同(浦和) 中谷 一夫

各)

監獄醫(同) 齋藤 廉清

通)

看守長(大阪) 杉谷 龍吉

各)

同(熊本) 志賀 親雄

通)

同(松本) 志賀 親雄

各)

同(新) 鴻新井傳次郎

通)

同(新潟) 萩谷 龍吉

各)

司法屬 秋元源二郎

通)

典獄(廣島) 石井 光

各)

同(札幌) 立石 重司

通)

教諭師(安瀨津) 高林 暢雄

各)

看守長(宇都宮) 秋山 金吉

通)

同(鹿兒島) 阪元 一郎

各)

同(千葉) 大塚安五郎

通)

同(岡山) 庄野吉太郎

十月九日(第二土曜日)午後二時より例に依り本會
 樓上に於て茶話會を開催せり會員は例刻より參集
 あり當日の講演者は東京帝國大學文科大學助教授
 文學博士吉田熊次氏にして「道德意識と個性」なる
 演題の下に(次號掲載)興味饒き演述あり午後四時
 三十分講演を終り別室に於て茶菓の饗應を爲し會
 員何れも懇談を交換し同五時三十分全く散會せり
 當日參集せる會員の芳名左の如し

- | | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 會我 順三 | 小野 賢次 | 木村 元吉 | 増子 賢慧 |
| 渡邊播太郎 | 岡見 數馬 | 長岡留次郎 | 木村 眞吉 |
| 齋藤 友治 | 小堀 廣 | 大石 徳 | 小澤 義規 |
| 關口卯之助 | 木部 庄作 | 勝山 逸作 | 齋藤 廉清 |
| 中島 直八 | 須藤 國一 | 江木 松男 | 高橋榮治郎 |
| 布川 留吉 | 伊藤 信吉 | 禿子 論成 | 宮尾 明高 |
| 羽柴瑪之助 | 本真 英龍 | 長尾 進 | 齋藤喜四郎 |
| 野口 權平 | 秋山辯次郎 | 景山 榮志 | 押田 文男 |
| 大塚安太郎 | 境 外次郎 | 渡邊金太郎 | 渡邊福太郎 |
| 鈴木 春治 | 堀田 一郎 | 小池 博道 | 島田治三郎 |
| 古矢 嘉助 | 柳澤彌右衛門 | 本多謙五郎 | 小野寺輝雄 |
| | 松田 正壽 | 田島 善吉 | 山下 重藏 |

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 藤田 亮 | 和太郎吉 | 山本瀨四郎 | 今關 勇吉 |
| 水越 昌一 | 長谷場圭介 | 大場 正雄 | 河合 哲 |
| 森口幸之助 | 一柳信之丞 | 七戸 大助 | 山内 末吉 |
| 飯島 藤作 | 大武三四郎 | 上野 泰吉 | 扇谷 與三 |
| 土倉 是空 | 木名瀬禮助 | 坪井 直彦 | 渡邊 武直 |
| 有馬四郎助 | 白井 勇松 | 伊藤 俊光 | 谷田 三郎 |
| 眞木 喬 | 島田 榮造 | 渡部 新平 | 十時 彌 |
| 森 元祐 | | | |

○贈與金

十月二十九日附を以て元看守松木定吉氏外二十五名に對し本會々則第十一條第一項第五號に據り七圓以下三圓までの金員を贈與せり

○輔成會々報

免因保護事業講習會の狀況

輔成會に於て第三回免因保護事業講習會の企あることは前々號の本誌に報道する所ありたるが愈客月十八日より一週間監獄協會講堂に於て開會せり茲に當時の狀況を畧述すれば初日即ち十月十八日午前九時開會講習員全部の參集を待て尾崎總裁閣下を始め谷田、眞木、木名瀬各理事出席あり先づ會

講師演題注意事項協議事項出席者氏名等を掲ぐ
尾崎司法大臣訓示

本會茲に第三回免因保護事業講習會ヲ開催スルニ方リ一言各位ニ諒クル所アラムトス
犯罪ノ逐年増加シ再犯ノ依然トシテ減少セサルハ國家社會ノ爲憂虞スヘキ現象ナリトス抑モ囚人ノ獄中ニ在ルヤ多クハ刑罰ニ畏服シテ悔悟ノ狀アリト雖一朝牢門ヲ出ツレハ其ノ意思ノ堅固ナラサルト四圍ノ境遇トニ由リ彼等ヲシテ再ヒ刑辟ニ觸ルハノ不幸ニ陥ラシムルモノ尠少ナリト爲サス監獄ニ於テ如何ニ之カ教化ニ力ムルモ出獄後社會ノ之ヲ酷遇スルニ於テハ獄中ノ教化ハ遂ニ徒勞ニ歸スルコト猶一人之ヲ媛メテ衆人之ヲ冷スカ如ク獄治ノ效果ヲ擧クルコト甚タ難シト謂ハサルヘカラス是ニ於テカ出獄後之ヲ保護善導シテ再犯ヲ防遏スルト同時ニ社會ノ刑餘者ニ對スル牆壁ヲ撤セシメ長ヘニ彼等ヲシテ善良ナル國民タラシムルハ刑政ノ目的ヲ達スルニ於テ極テ緊切ナリトス免因保護

長代谷田理事は開會の挨拶を兼ねたる希望を陳へられ次で尾崎總裁閣下の訓示及び木名瀬理事の注意演説ありて式を了へ更に午後一時よりは武田憲宏、河野純孝兩氏の實驗談あり爾來同月二十三日に至る六日間は日々午前中協議會を爲し午後は四時間に餘る諸名士の講演あり會員は何れも熱心に聽講し缺席者の如きは殆んど之なく二十四日も午前八時より引續き會員の有益なる保護實驗談あり終て十時三十分鈴木會長より一應の挨拶ありて閉會を宣せられ會員總代年長者阿部大環氏の答辭あり後一同記念の撮影を爲し次で食堂を開き晝餐の饗應あり午後零時三十分より一同打揃ふて小石川舊水戸邸なる後樂園を觀覽し翌二十五日午後零時三十分より一同新宿御苑の拜觀を爲して解散せり今回の出席人員は百十五名にして樺戶監獄部内を除く外は各府縣より悉く出席ありたり左に尾崎總裁閣下の訓示谷田會長代理の開會の訓示演説木名瀬理事の注意演説鈴木會長の閉會の訓示演説並に

事業ノ重要ナル夫レ斯ノ如シ而シテ之カ成果ヲ歛ムル亦容易ノ業ニアラス拮据經營漸ヲ趁ヒ功ヲ積ムニアラスムハ烏ソ能ク其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ムヤ本會ノ年々講習會ヲ開キテ斯道ニ關スル學理ヲ講習シ且其ノ實行ニ付テノ利害ヲ攷究セシムルモノ乃チ練達ノ士ヲ俟チ以テ事業ノ發展ヲ圖ラムトスルニ外ナラス各位能ク此ノ意ヲ體シ銳意淬勵以テ斯道ヲ研磨シ其ノ修得スル所ヲ齎ラシ之ヲ實地ニ施シテ功績ヲ擧ケ以テ國家ニ貢獻スル所アラムコトヲ望ム

會長代理谷田理事開會の辭

今日は講習會の初日でございます、元來鈴木會長が出て諸君に御挨拶をせらるゝ筈でございますが、同君は先日來公用で京阪地方に行かれまして、出發の際に、此開會當日には或は出席することが出来ないであらうと思ふから、若し歸つて來なかつたならば私に代つて諸君に御挨拶をするやうにと、斯様に言い置いて行かれましたのでござ

います、それで私が今日は會長の鈴木君に代つて諸君に一言御挨拶の言葉を呈するのであります。此講習會竝に協議會、是がどういふ目的を持つて居るものであるか、我輔成會が態々遠方から諸君を御招き致しまして、茲に此會を開きますのはどういふ理由であるか、斯様なことは私が説明しませぬでも皆様の能く御承知の所でございます。又唯今總裁たる司法大臣からも此趣意に付て述べられた所でございますから私は之に就て申述べませぬ、唯我々が輔成會の理事者として諸君に一應御断りを致して置きたいこと、又御希望を致したいことを申上げて置きます、それは此免因保護事業の講習會も既に三回目となりまして、何故に此事柄が必要であるかといふ點に付しましては、是まで此處でも十分攻究されましたのであります、是且諸君に於かれましても理論上竝に實際上飽まで御承知のことであり、それで此度の

講習會に於てはさういふ一般的の理論に涉る様なことは成べく避けまして重にも保護事業の實際的方面即ち此事業の經營に直接關係ある適切な事柄を講話の題目に致し度いといふ考を有しまして、色々講師の人選に骨を折つて見たのでございますが、諸君も御承知の如く一般の刑事事業に付しましては我國に於ても随分研究をして居る學者や實際家に乏しくないのであります、特に免因保護事業のことを研究して、實際の經營方法に關する纏つた知識を持つて居る人は餘り無いのであります、私が寡聞の所爲であるかは存じませぬか左程見當らない、それで今年の講習會に於きましては已むを得ず是まで何時も御頼みする講師諸君を煩はし、それに幾分新しい人を頼みまして漸く講師の顔觸れを揃へたやうな譯であります、斯様な次第でありますから遠路遙々御來會の諸君中には講師の人選なり講話の科目に付て物足らぬ感じをなさる方があらうとは存じまするけれども、是は

右御断を申上げた様に我邦の今日の有様ではどうも致方ない所であらうと存じますから、どうか此點は事情御諒察の上幾重にも御勸辨を願ひ度いのであります。

以上陳述致した通り講演の方では諸君に適切な實際上の御話が出来さうもございませぬので、此度の會では諸君の御協議及び御報告に重きを置き、諸君相互の御談合の中に己を益し他を益せらるゝといふ方針を採つたのであります、即ち日々の會を午前と午後に分ち午前は都て諸君の協議會、相談會、報告會、研究會などに充て而して午後には講演を開くことに致したのであります、右の趣旨を御承知の上で午前の會議を十分有効に利用せられんことを希望致します。

茲之に付しまして我々の方の側から聊か希望致して置きたいのでございます、それは是までの經驗に依りますと、相談會といふものは動もすると亂雑になつて來る或は問題を濫出するとか、或

は一人の人が多くの時間を取つて他の人に發言の機會を與へぬとか或はある人の眞面目に説を述べ居る共に極て冷淡な態度を現はすとかいふやうなことで、之を露骨に申しますと會議の模様が眞摯を缺いて居つて厭足らぬ節があるのであります、どうか此度の會合に於きましては左様なことのでございませぬやうにお願ひ致したのであります、次にお願ひ申したいのは諸君の中から座長を御選定になり度いことであります、元來此會は輔成會が催して居るのでありますから、是迄は輔成會の會長なり或は理事なりと申すものが座長とか若くは議長とかいふ役目を勤める例になつて居ります、私共輔成會の理事を勤めて居る者は近頃極めて忙しうございまして、殆ど寸暇のないやうなことがございます、又會長の鈴木君に於きましては一層多忙でございまして、所詮茲に出で座長を勤めるといふことが出来ないののでございます、でありますからどうかあなたの方の中

から一人若くは二人の座長を豫め御決めになつて置かれまして、我々の方で出席の都合が附かないときは其御方が議場の整理をなさるといふことに致して置きたいと考へるのであります、それから今一つのお願は此度來會の諸君の中から色々問題として提出されて居るものがございます、或は希望といふやうな形名義で出て居るものがございます、或は議案又は協議事項として提出されてあるものもございまして、之をちよつと拜見致しますると誠に適切な結構な問題も見受けまされるけれども、中には從來屢々繰返された問題であつて、之を茲に出して議して見ましても逆も纏りの附きさうもない、却てそれが爲めに時間を奪はれて仕舞ふといふやうな虞れのあるものも随分見受けるのであります、そこで私共の希望としましては此議案に付きましては特別委員とでも申すやうな者を、御設け下さつて、其委員の手で斯ういふ問題は會議に附して宜からう、是は差控へらるゝが宜

からうといふことの取捨を決する、而して其委員會で會議に持出すことに極つたもの丈けを茲に問題として議場に御提出に相成つて、互に討議せらるゝといふことになりましたならば、大に時間を節する利益もございませうし、又議事の整理の上に於ても餘程便利であらうと考へます、それ故に輔成會の側からの注文と致しては諸君の方で第一座長を御選びになること、第二には提出すべき問題に付て委員を選ばれて、委員の手で取捨を加へて出すものと出さるゝものを決定せられる事の二個條であります。

尙申し上げて置きますが、諸君に於て議事其他に就て何か御注文なり御考案があらまされるならば御腹藏なく、私共へ御申出あらんことを望みます、私共に於ては出來得る限りを盡して諸君の御希望に副ふ様に致し度いと存じて居ます、唯だ何分にも不束な上に公務も忙しうございまして到底思ふに任せぬのでございますから、色々不行届の所は

ございませうが、どうぞ其段は幾重にも御了承下さつて、此會が諸君の爲めに有益な効果を齎し、延て我邦の免囚保護事業の上に貢献する所あらむことを希望致す次第であります。

木名瀬理事注意演説

私は理事の末席を汚して居ります木名瀬と申します、今日何か一言御話申し上げるといふことを主事より御申越になりました、別に腹案もありませんから、いふて御断りは致しましたけれども、何なり暫時時間があるから御清聴を煩はしたいと思ひます。

私の申上げやうと思ひますことは、御承知の通り私は監獄の職に長く就いて居ります者でありますからして、此點からして在監者の監獄生活の大體の状態を申述べまして他日此者が保護會に移され、即ち刑餘の静養といふことには如何に監獄の生活と調節を取ることが宜しいものであらうかといふこと付きまして申上げて見たいと思ふ

固より私が今日取扱つて居りますのは多くの被告人が集つて居りますので、自由刑の執行に付きましたは深く研究も事實の上からして居る違もないといふやうな次第であります、謂はゞ之を病院に例へて申上げましたならば、私の所では唯入院患者の豫診、即ち入獄の豫診を致しまして、さうして愈々自由刑の執行即ち其病的に關する治療に付きましては専門の醫師に依つて方劑も下され或は手術も加へらるゝといふことになるのでありますから、詰り私の申述ふる所は病歴の豫診といふ經驗の上よりないのであります、治療の妙味或は藥石の奇效といふことに付きましては専門の行刑執行機關に當つて居る人丈けの私に知識がないといふことは豫め御承知置を願ひたいと思ひます。

大體犯罪の遠因、近因、動機といふやうなことになるにしましては種々異なる點がありますので、所謂千差萬別といふやうな譯で、之を具體的に

々御話するといふことは到底一朝一夕で言ひ盡さるゝことではない、併ながら私が犯罪といふものは又一言にして其大要を言ひ得ることを得ないことではないと信じて居るのであります、私が思ふに犯罪の原因といふものは先づ一言にして之を掩へば意思の薄弱といふことは各種の犯罪に通じて之と言ふことが出来やうと思ふ、斯く申し上げましたならば或は彼の強盜、殺人といふやうなもの、或は五人殺し七人殺しといふ如き大膽の犯罪も矢張り意思の薄弱に因るかといふ御疑ひを起す方があるかも知りませぬが、私は矢張り意思の薄弱が原因するといふことを以て御答へしたいと思ふ、といふものは如何に強盜殺人若くは非常なる惨忍の行爲を斷行する犯罪人でありましたも、素々善惡の區別を承知して居らぬ者はないのであります、善事は行ふ程結構なものである、惡事は行ふ程惡いものであるといふことは承知して居るものであります、無論是非の辨別のない犯罪であつたな

らば是は刑法に於ても其制裁の責任を與へないのであります、既に刑罰が制裁を加ふるの行爲であつたならば必ず善惡といふことは承知して而して犯したものに限るのであります、善事は固より結構なものである、如何に貧乏しても艱難しても此善事は飽まで守らなければならぬ、人道は飽までも踏まなければならぬといふことは承知はして居りまするけれども、意思の薄弱なる結果として思ふた丈の實行が出来ない、又惡事は甚だ悪いことである、之を犯せば法律の制裁を受けなければならぬ、社會に害毒を流さなければならぬといふことは承知して居るに拘らず、其惡事を避けやうといふ力が甚だ薄弱である、善を行ふことの意味の薄弱が一面惡を避くるの力が弱いのであります、故に強盜にもしろ殺人にもしろ、竊盜にもしろ、詐欺にもしろ、放火にもしろ、總てが此意思の薄弱といふものが原因して居るものであるといふことは私は各種の犯罪に通じて申述べて當らぬ

ことはあるまいと信するのであります、
そこで大體から申しますといふと今申上げるやうな譯で、犯罪人といふものは總て意思の薄弱といふものが原因するといふ私は信じて居る、多くの病歴豫診の上からも、事實に於てもさう信じて居るのであります、而して自由刑の執行状態即ち監獄生活といふことを申し上げますといふと、自由刑の執行は總て此意思の薄弱な所を矯める、無論刑罰の執行は唯普通の純粹なる感化教育といふが如きものと趣が違ひますので、一面法律の威力を以て強行し、之に依つて法律に屈服せしめる、即ち法律といふものを恐るべきものだと觀念せしめなければならぬと共に、又一面善行に飽までも辿らしむべきやうに強行的に彼等を嚴格なる規律を以て取扱を爲すべきものであります故に、實際に自由刑の執行を受ける者に至つては、如何に暑い苦熱の時と雖も恣まに日蔭に廻つて冷風に當るといふことも出来ない、又太股を出し片肌を脱いで

暑さを凌ぐといふことも許さない、絶対に暑さに打勝つ丈の強行制裁を以て彼等を取扱つて行くものであります、此點から行きますといふと彼等が果して此習慣が能く附いたならば、如何な暑さと雖も之に耐ふることが出来る譯にならなければならぬ、又如何なる酷寒と雖も彼等は決して温暖を取り、或は衣類を温かに著て寒さを防ぐといふ自由は許さないであります、假令零度以下の猛烈なる寒氣と雖も彼等には直ちに温暖を與へて以て普通の人民の如く其寒さを凌がせることをさせない、でありますからして此點から申しましたも彼等は寒氣には飽までも戰つて打克つことが出来なければならぬといふ望みを以て彼等を規律に當嵌めて行くのであります、其他作業と申しましたも普通であつたならば暑い時にはどうするか、又天氣の悪い時には充分に行かないとかいふやうな、種々の寒暖或は晴雨等の天候の加減に依つて多少の取捨もありますけれども、自由刑の

執行に於ては一定の時間は聴くまでも之を勵行し雨天であるから若くは寒さであるからといふて其科程の業を赦すといふやうなことはさせないのであります、故に此點から申しましたも彼等が能く此生活が出来ましたならば如何なる辛勞でも堪えなければならぬ譯合ひのものであります、又食物を申しましたも御承知の通り監獄に於ては極めて粗食、即ち米が三分麥七分、而も米は外國米といふやうな、是も高い時には或は馬鈴薯を以てし、或は隠元を用ひ、豆を加へ、種々のカテを以て之を與へて居るものであります、でありますから此點から申しましたも彼等が能く此習慣が附きましたならば常に如何なる粗食と雖も決して堪へないにどはない譯になるので、其他入浴にもしろ、運動にもしろ、或は又本を讀むにも彼等に讀ますべき本といふものは修身、宗教若くは營業上に必要なる、總てが積極的善道に仕向ける一方の強制であります、決して娛樂的本を讀ませるといふ

やうなことはしないのであります、總て監獄の生活としては彼等に對しては生命を保全するに差支ない丈けの程度に於て、飽まで種々の艱難辛苦を忍んで以て之に打克たしむべき丈けの忍耐力を養成するといふことになる、でありますから例へば常に監房内に居るに致しても、或は工場に出ましても、工場に在つては作業に關係する事柄の外は一言と雖も坐談を許さない、又監房にあつては靜肅を旨として決して雜談若くは不行狀の動作を許さないといふことになつて居るのであります、一體監獄の行刑法即ち自由刑の執行といふものは大體左様の次第で、總てが嚴命の下に飽までも醜癖を矯正するといふことを一方に向つて行ふのであります、之を病人に譬へて申しましたならば、即ち入院中にあつては如何に勝手氣儘なことを致したいといふても、専門醫の嚴命に依つて我儘を許さない、若くは如何なる嗜好物があつても醫師の指定したる以外の物を食はせることを許さな

い、總て入院中にあつては必要の指揮命令の下に在ると同じく、監獄も病人を取扱ふと同様な譯であります、病人自身の氣儘なことを許さないのであります。斯ういふ執行を了へて扱て監獄を出て刑餘の人間、即ち社會的生活に移りました時には、其間の調節といふものは如何にすべきものであるかといふことは是は餘程考へなければならぬ、又研究すべき問題であらうと私は思ふのであります、彼等には常に監獄に於て善事を以て數誨を加へ、善言を以て之に移さむとす飽まで總てを矯正的に勵行するのである、併ながら唯其一方で行きますならば彼等が種々の點に於て慾望といふものを唯内部に持つて居るだけで、詰り滿期放免の時を待つばかりであつて、社會に出たならば先づ以て一服の煙草も飲みたい、豫て好きであつた酒も飲みたい、久しく聞いたことのない義太夫其他のものも聴きたい、活動寫眞も見たいといふことは常

に彼等が心竊に之を念頭に思つて、監獄放免の曉を待つのは唯希望を其處に持つて居る、併し之が餘り無理なる希望とは私は思はない、常に三飯共に粗食のみして決して彼等の嗜好に任せるといふことは許さない、さういふ三百六十日經過を取つて居るものでありますから、先づ出たならば旨い物を食ひたい、好きな酒も少し飲んで見たいといふことは、是は所謂色食は性なり、此色食の性を抑制するといふことは普通以上の偉人君子者等に向つては出來得ることでありませうけれども、普通の人の向つて性來一の天性たる所の慾望を抑制するといふことは餘程困難なことであります、けれども監獄は之を絶対に抑制しますから、監獄を出ると何か此希望を満したいといふことは彼等の内心欲する所であります、そこで今度即ち退院以後の豫後をさせやうと致しまして彼等の自儘に致しましたならば、入院中の折角の治療法も忽ち跡戻りしまして、尙ほより以上の重患を惹起すに至

るかも知れませぬ、又飽までも監獄のやるが如き總てが絶對的の強制法を以て彼等の慾望を制壓いたしたならば、決して彼等がそれに辛抱は仕兼ねるといふことに至らうと思ふのであります、又多くの再犯三犯として監獄に繰返して来る者も絶えずさういふ方面に於て餘儀なく再び監獄に戻らなければならぬといふやうな事情もあるものである、是等のことは監獄生活中に彼等の心竊に望んで居る所の慾望である、之を直ぐに社會的の自由生活に出して彼等の勝手にさせたならば、まるで入院中の治療効果が零になつて仕舞ふ、去りて監獄生活の其儘を以て保護をして行つたならば、逆も人情の耐へ得る所ではない、宜しく其邊の事情を參酌して以て其間の一つの調節を取るの極めて必要であらうと思ふ殊に今一つの問題是が私は非常な難問題と考へて居りますが、青年、未成年等の血氣の犯罪人であつてはどういふことで犯罪を繰返す、又どういふことを以て最初より犯

罪をするかといふと詰り色慾といふことは犯罪には關係を持つ、大膽な犯罪も多くは色慾が本となつて居る、そこで彼等の物々として居る所の色慾といふものを監獄に於ては絶對に止めて居る、又出て行つても何年間も慾望を満たすの時期は得られぬといふことになつては到底彼等が觀念して長く辛抱するといふことは先づ甚だ稀なことであらうと思ふ、多くは辛抱し切れないといふ方の人間が多い、辛抱し切れない結果として又犯罪を繰返すといふことに至らうと思ふ、併ながら此點が甚だむづかしい、非常にはが再犯を爲した原因として多きにも拘はらず、之を好い鹽梅に調節するといふことは頗る困難な問題であらうと思ふ、私思ふのであります、で寧ろ之を絶對に言ふならば去勢法でも行ふより仕方がないかも知れませぬが、其れは人道から申して爲し得ることでもなく、然らば何等か此の點に就て調節法といふものは矢張り保護の上に講じなければならぬ問題であらうと思

ふ、之に付きましては出來得る丈けは保護方針としては獨身者でありましたならば相當の時期になりましたならば成べく早く適當の者を求めて、さうして夫婦關係を作るといふことは是は犯罪豫防としては非常な必要なことである、現に累犯等にして監獄に多く来るのは獨身者が多い、又監獄より出した者でも妻子の家庭の許に還した者は極めて成績が宜しい、不成績を示すものは多く此獨身者といふ風になる、之を一つ何とか調節する方法を講じなければならぬ、所がむづかしいことには男子の累犯者といふことになつてはなか／＼容易に適當の婦人を拾ひ上げて之に娶して一つの家庭を作らしむるといふことは困難な問題でありませぬ、けれども果してさういふことが再犯を爲すの主なる原因として數ふべきものであるとしたならば、何とか是は一つの調節方法を講じなければならぬことであらうと思ふ、其他元來酒の習慣の附いて居つた者に、お前は酒の爲めに犯罪をした、

今度出たならば之を機として絶對に酒を止めて仕舞へ、其命令教訓の下に絶對に止める者は頗る結構でありますけれども、なか／＼是も十八が十人までさういふことで絶對に禁酒の實行といふことは至難なことである、然らば之に對してさういふ習慣があつたならば之を無理に止め置いては又一つの破れが出て來るといふことに付ての調節法を取らなければならぬ、元來煙草が非常に好きといふ者が監獄に於て酒と煙草は嚴禁物である、酒に付ては逆も得られやうもないが、煙草の方は道路に吹殻があつてもそれを拾ひ上げて飲まんとする慾望を持つて居る、監獄に於てはお前は辛ひ煙草を廢して仕舞へ、之を廢さぬといふとお前は男になれないといふ、結構なことではあるけれども元來さういふ非常な嗜好物としてあるものを嚴格に之を差留めて仕舞ふといふことは果して其實效を奏し得るや否やといふことに付ては餘程研究すべき問題であらうと思ふ、其他寄席にもしろ、芝

居にもしろ、凡そ相當の娛樂といふことに付ても何等の慾望の幾分かを或差支ない程度に於て之を全ふせしめ、而して生業に努力することの忍耐力を養成しなければ、唯難きを以て責めた丈けでは到底いけまいと私は信じて居ります斯ういふ事柄に付きましては私などより諸君の方が充分御経験のあることであらうと思ひますが、唯私は再犯三犯として監獄に幾度も往來して居る者が、果して猛悪の人間、腐つた人間に極つて居るかと言へば決してさうでないといふことを私は信ずる、唯或慾望の爲めに意思の薄弱なる悲しさに終に忍耐の力を失つて仕舞ふ、即ち意思の薄弱といふことが犯罪の原因になるといふことを私は信ずるのであります。

甚だくだらぬことを申上げまして一向に參考にもなりませんまいと思ひましたが、唯私は在監中の生活の事情からして之を退院後靜養期間に幾らか御参考になるかといふ丈けで申上げた次第であり

ます。(完)

鈴木會長閉會の辭

諸君、本日第三回講習會の終りを告ぐるに當りまして、諸君に向つて一場の御挨拶を申し上げますのは私の誠に喜ばしい次第であります。諸君の從事せらるゝ、免因保護事業が國家的事業であると同時に國民的事業であるといふことは疑ひないことであり、即ち國家と致しましては免因者を保護して、恒産を授けて以て恒心を養ひ、再び罪禍に陥らしめぬやうに致しまして、以て犯罪人を減少せしむるといふ事柄は、國家として之を營まなければならぬといふことは疑ひないと同時に、又犯罪の原因の一として社會組織の不完備なる所からして犯罪を發生せしむるといふことに思ひ及ぼして考へますれば、國民御互に免因者を憐み助けて、先非を後悔せしめて、再び罪惡を犯さしめないといふことに相互に戒め合ふといふ事柄は國民として又之を盡さなければならぬ所の義務

務であらうと思ふ、諸君は此點に御考が及びまして、爾來此事務に御從事あつて、保護會の組織が出来まして未だ日深からざるにも拘はらず、其事業と致しましては日に月に進みまして、今日大に成績の擧つて居るものを見ますのは誠に私の喜ばしい次第でありまして、諸君に御禮を申さなければならぬこととあります、所が諺にも申します通り、休めば錆びるといふことがありますが、此休めば錆びるといふ言葉は機械の運轉に譬喩を取りまして、人の行動を誡めたものであらうと思ふ、一切の事柄が倦怠の念を生じて、一時盛でありましても終に之を緩ませるといふことになりますれば、恰も機械の休業に依つて錆びるが如く人の心も錆びて仕ふ、昨日まで盛なりし事業も一旦の怠りからして遂には其事業を止めなければならぬといふ不幸を見るといふことにはあるのである、今日の如き此事業の隆盛を告げましたのは一に諸君の努力勤勉に出でたのであります、之に安

んじて今後を慎まなかつた時に於きましては機械の運轉の中止は金屬に錆を生ずるが如く、此事業に亦錆を來すといふことになるだらうと思ふ、それでありますからして此事業を營むといふことに付きましては諸君躬自ら精勵に精勵を加へらるゝことは勿論のこと、一人は一人を率ひ、順次他に及ぼして、國民全體をして此事業の必要にして、個人又團體として之を爲さなければならぬといふ觀念を養成するやうに諸君の力を以て致したいと思ふのであります、此事は切に諸君に希望する所であり、殊に世間人の事業を羨む者は能く難癖を附けるものであります、此事業に向つても多少難癖を附ける者あることを聞くのである、それ等の言ふ所に據れば、免因保護々々々々と歌つて居るけれども、是は明治天皇の御崩御と云ひ、昭憲皇太后の御崩御、斯ういふやうなことがあつたので、唯一時的の現象である、さういふ機會に於て徒らに名聞を銜ふに過ぎないので

ある、此事が去つて日を重ぬるの後に於ては必ず消えて仕舞ふ、あの事業は役に立たぬ、斯ういふやうな難癖を附ける者があることを聞くのである、如何にも考へなき言であるといふことは識者としては疑ひも致しません、左様な言語を信する者はないのでありますけれども、荷も國民の一人として斯様な言語を爲す者あるに至りましては實に嘆はしい次第である、さういふことを言ふ輩もある譯でございませうから、諸君と致しましては益々御注意あつて事業の發展に努めらるゝことを希望する次第でございませう。

尙ほ附加へて今一つ申したいことは、諸君が直接に又間接に收容保護せらるゝ所の免囚者は勿論のこと、假令諸君の手に依つて收容保護せられざる免囚者に致しまして、其免囚者の一舉一動、今日爲しつゝ、あゝ所の現在の有様といふものがどんなものであるかといふことは免囚保護事業を營む上に於て最も必要のことであらうと思ふ、一旦

依りましては司法省或は本會より斯かる報告を求むることがあるかも知れぬ、若し求むることがありましたならば直ちに其求めに應ぜらるゝやうに常に準備して置かるゝことを希望するのであります、是等の事柄は直接諸君が經營せらるゝ所の事業其物に効果を現はすのみならず、他の保護會に向つても大變の利益を蒙らしむる方法であらうと思ふ、さういふ次第でありますから言葉で説くより寧ろ手本を示して、真心悔悟してお前達も正業に就くといふことになれば此人の如く立派な人間になれるのである、此人の心掛は斯ういふことかから斯ういふことになつて居るのである、此事たるやむづかしいことでないからお前達も此様にしろ、斯ういふことに致しますれば忽ち之に倣ふ、而も模倣性に富んで居る所の我國民でありますから、必ず其成績は現はるゝことであらうと思ふ、さういふ次第でありますから充分に其點に御注意があつて、調べ得られ聞き得らるゝ方法に依つ

誤つて刑辟に觸るゝことありしも、今日は真心悔悟して全く良民となつて、既に産を成し、名を顯し國家事業に従事し、公共事業に軼掌して立派に暮して居る人もあるのである、是等の人々の功績を擧げて他の罪囚者に惹んで訓戒を施さるゝといふことに致したならば、千萬の言を費して訓戒するよりは、唯一言以て其實蹟を示せば其効果を擧げ易からうと思ふのである、それでありますから諸君は出來得る限りの手段を以て、免囚者にして功を爲し名を顯して居る所の人々の事蹟を精査せられて、さうして直接間接に保護して居られる所の免囚者に向つて訓戒の材料とせらるゝといふ事柄は最も必要なことであらうと思ふ、就てはさういふ者がありますならば本會に報告をして下さるなり、或は監獄局の方に報告せらるゝといふことがあらば、又本會若くは監獄局は他の保護會に向つて之を通知致しまして以て他の保護會の模範材料とならしむる便利を得るのである、又時に

て、平素是等の點も御注意あつて保護の材料にせられ、若くは司法省から要求せられた時の求めに應ぜらるゝ準備にせらるゝことを希望する次第でございませう。

終に臨んで諸君連日の勞を謝し、併せて將來一層努力せらるゝことを重ねて希望する次第でございませう、一言御挨拶を申し上げます。

答辭 岩手保護院長 阿部 大環

私は閉會の時に際しまして一同の代表と致しまして此間中の當局諸君の勢に對しまして聊か感謝を表しまする次第でございませう。

日開會の時に於ける會長閣下の御訓示の趣は一同謹んで遵守致しまする次第でございませう又開會以來局長閣下を首め、理事、主事諸君の種々御懇篤なる御指導を得まして、且つ大なる有益の御教訓を受けまして一同有難く存じて居ります、殊に承りますれば今回の講師御選擇のことに付きましては非常な御配慮を下されました趣でございませう、

而して講師諸君の諸大家の此間中からの御講演を拜聴致しますれば、熱心且つ御親切なる御説でございまして、私共一同に於きましては免因保護事業經營の上に付きまして偉大なる且つ有益なる参考となるべき高説を承りまして、大に信念を強ふ致しましたこととございませう、是れ即ち適當を待ましたる御選擇と深く感佩致します、就きましては私共一同は斯業經營の上に付きまして爾今益々奮勵を致して、且つ誓つて成功するやう一同心得て居りますこととございませう。

茲に閉會に際しまして簡単に蕪辭を述べまして御挨拶を申し上げます次第とございませう。

○講師並に演題

實験談 ○河野純 ○孝
同 ○武田 慧 宏
免因保護に就て 目白中學校長 十時 彌
犯罪防遏と免因保護 江 孝 之

免因の法律上の地位 司法省參事官 飯島 喬 平
罪人の性格に就て 司法省參事官 山岡 萬之助
法律に於ける矛盾の調和 主事 齋藤 徳 助
日本道徳の過去現在及將來 文學博士 井上 哲次郎
我國に於ける出獄人保護事業の過去及び現在 司法省監獄局長 谷田 三郎
を説き將來に對する希望を述べらるる

第三回免因保護事業講習會ニ於ケル注意事項

一、保護會員ニハ宗教家ト否トヲ問ハス成ルヘク廣ク之ヲ募集シ特ニ被保護者ノ就業及紹介等ニ就テハ會員ノ協力ニ待ツコト

二、保護ヲ要スル者ト其入監中ニ通信又ハ面會等ヲ爲シ之ニ由リテ知得セシ事項並ニ監獄官吏ヨリ聽取セシ事項ニシテ參考トナルヘキモノハ總

十、之ヲ記録シ置クコト

三、前項ノ記録ニ係ルモノハ保護名簿ニ付綴シ置キ若シ被保護者ノ他管ニ移轉スル場合ハ保護名簿ニ付綴ノマ、他管ノ保護會ニ引繼クコト

四、保護ヲ爲ス者ノ家庭ノ状態ハ之ヲ精査シ保護ヲ託スル適否ヲ審査シ若シ不適當ト認ムル場合ニハ他ニ保護ノ方法ヲ講スルコト

五、直接被保護者ニハ作業ノ餘暇又ハ休課ノ場合ニ於テハ講話講讀ヲ聞カシメ又ハ雜誌類ヲ備ヘ置キテ之ヲ看讀セシメ其他郊外ニ引率遊覽セシムル等相當ノ慰藉ヲ與フルコト

六、直接被保護者ニハ各自ニ日記帳ヲ携帶セシメテ日々ノ出納ヲ自記セシメ彼等ヲシテ計算記帳ニ慣レ且貯蓄ノ感念ヲ誘發セシムル一助ト爲スヘキコト

七、保護會ニ使用セル小使カ被保護者ト狎性シテ往々弊害ノ生スル場合アルニ由リ監督且注意ヲ要スルコト

八、保護ノ目的ハ主トシテ彼等ニ生業ヲ與フルニアルハ論ヲ俟タサルモ現時ノ狀況ハ只訪問訓戒ヲ爲シ又ハ單ニ一時ノ保護ヲ爲スニ止メ直接生業ニ關スル保護方ヲ開却スル傾向ナシトセス如此ハ保護ノ目的ヲ貫徹シ難キニ由リ可成職業ノ紹介ヲ爲ス等獨立生計ノ途ヲ得セシムル手段ヲ講スルコト

九、被保護者ノ選擇及如何ニ之ヲ保護スヘキカハ最初十分ノ注意ヲ要スヘキモノナルニ之カ注意ヲ缺キ如何ナル種類ノ者ヲモ出獄シタル者ハ漫然之ヲ保護セントスルノ結果遂ニ好良ナル成績ヲ見ル能ハサルニ至ルカ如キコトナキ様注意スルコト

十、被保護者ヲ他管ニ移轉セシムルハ已ムヲ得サル事情又ハ特ニ必要ヲ認ムル場合ニ限ルコト

十一、他ノ保護會ヨリ保護ノ依頼ヲ爲シタル者ニ付テハ受託保護會ハ該被保護者ノ善否並ニ其生計狀態ヲ依頼セル保護會ニ通報スルコト若シ監

獄ヨリ直接ニ保護會へ委託シタルモノニ付テモ亦同シ

十二、保護期ノ長キハ却テ獨立自營ノ精神ヲ喪失セシムル虞アリ適當ノ時機ヲ認メテ之カ保護ヲ解ク様注意スルコト

十三、保護會ノ支出額中被保護者ノ爲メ費消スル高少額ニシテ比較的事務費ニ多額ノ支出ヲ爲シアル向ナシトセス右ハ諸般ノ設備ニ要スル等相當事由ニ基クモノナランモ努メテ事務費ニ節約ヲ加ヘ専ラ保護ノ實體ニ利用シ成績ヲ擧揚スル様注意スルコト

十四、獎勵費、寄附金等相當ノ收入アルニ拘ハラズ之ヲ貯蓄スルコトノミニ務メ事業ノ經營其ノ宜シキヲ得サル如キ弊ニ陥ラサルコト

十五、保護上ニ就キ實驗其他ニ由リ特ニ有益又ハ參考トナルヘキ事項ハ努メテ輔成會ニ報告スルコト

十六、大正二年中央保護會ノ保護會議ニ於ケル注

人夫等ニ雇傭セラル、様輔成會へ之レカ交渉ヲ依頼スルコト

決議 可決

三、各會ノ事業施行ノ内容ハ出獄人其他刑執行猶豫者不起訴處分又ハ微罪處分者等ニ對スル再犯防遏ノミニ限ラレアルカ如シ較近社會ニ不良少年多數跋扈セリ之等犯罪ノ傾向アル危險分子ヲ保護救治シ惡果ヲ未然ニ防止スルコトヲ事業ノ内容ニ加ヘテハ如何(同上提出)

委員會ハ保護事業ノ未タ完備セサル現況ニ鑑ミテ事業ノ内容ヲ擴張スルハ其時機ニ適セサルモノト認メ之ヲ削除ス

四、間接保護ヲシテ現在ヨリ更ニ有効ナラシムルニハ如何ニスヘキヤ(愛隣館提出)

決議 各會ノ狀況ヲ聞取ルコトニ止ム

五、輔成會ハ免囚保護ノ必要ヲ地方人ニ知悉セシムル爲メ年一回講師ヲ派遣シ講演アリタキ件

(兵庫自成一會提出)

意事項中第四項保護會ト監獄ト相互ノ間ニ氣脈ヲ通スルニ勉ムル件同第五項會員ヲ募集シテ保護資金ヲ調達スル件並ニ大正三年十一月輔成會長通牒事項中第四項同一地方ニ數箇ノ保護會ノ設ケアル場合ニ各自分擔區域ヲ定ムル件ハ猶ホ實行セラレサル向アルヤニ傳聞ス之レカ勵行ニ努ムルコト

免囚保護協議會協議事項

一、保護會ノ總會又ハ大會ヲ開催スル場合ニハ近府縣相通報シ代表者ヲ出席セシムル件(岡山縣聯合會提出)

委員會ニ於テ提出者ノ説明ヲ聞キ協議會ニ付スル必要ナシト認メ之ヲ削除ス

二、被保護者中煙草專賣局、陸海軍工廠職工等ニ適當ノモノアルモ採用内規ニ制限セラレ前科者ヲ雇傭セス其筋ヘ雇傭方交渉セラレタキ件(同上提出)

被保護者ヲ官公衙ノ直營工事ニ使用スル職工

委員會ハ必要ヲ認メサルニ非ラサルモ之レカ實行ヲ期スル目下ノ狀況ニ於テ不可能ト思料シ之ヲ削除ス

六、出監者ノ郵便貯金保管ニ關スル件(愛媛保護會提出)

決議 各會ノ狀況ヲ聞取ルコトニ止ム

七、保護ノ狀態ヲ互報スル件(同上提出)

決議 保護上ノ事情ニ就キ一般ノ參考トナルヘキ事項ヲ隨時輔成會ニ通報スルコト

八、收容保護者ノ無斷退會等ノ場合ニ於ケル遺留金品ノ處分ヲ一定シテハ如何(同上提出)

決議 本問題ハ法律上特ニ研究ヲ要スヘキコトナルヲ以テ之ヲ輔成會ニ依頼シ適當ノ立案ヲ求ムルコト

九、監獄及保護會ヨリ出獄人歸住地ノ保護會へ間接保護ヲ依托スル時ハ其依托シタル保護會ニ被保護人ヲ出頭セシムル様取計ヲハレタシ(愛知慈惠會提出)

決議 昨年ノ決議通り實行セララル、様各監獄
 へ交渉方ヲ輔成會ニ依頼スルコト
 十、前項保護ヲ依托スル場合ニ於テハ本人ニ於テ
 保護ヲ受クヘキ希望ヲ有スルモノニ限ラレタシ
 (同上提出)
 出題者ヨリ撤回

十一、被保護人ニ適當ノ就業及貯金ヲ勵行セシム
 ル所ノ方法如何ニスヘキヤ(同上提出)
 決議 各會ノ狀況ヲ聞取ルコトニ止ム

十二、保護方法ハ輔成會ニ於テ一定ノ標準ヲ摘示
 セラレタシ(同上提出)
 委員會ハ一定ノ標準ヲ立ツルコト能ハサルモ
 ノト認メ削除ス

十三、救濟事業ノ中樞機關設立ヲ政府ニ求ムルノ
 件(新潟三島保
 護會提出)
 委員會ハ實行不可能ノコトト認メ削除ス

十四、被保護者カ傭主ニ損耗ヲ懸ケタルトキハ辨
 償ノ程度(富山養得
 園提出)

ルモノアリ今後一層先ノ規約ヲ勵行サレタキコ
 ト(東京自立會外七ヶ所提出)
 決議 前年決議セルヲ以テ之レカ勵行ヲ促ス
 コトヲ輔成會ニ依頼スルコト

二十一、虚弱若クハ低能者ニシテ出監後ノ保護ヲ
 托スル處ナキモノ尠ナカラス其機關設立ノ方法
 如何(同上提出)
 決議 機關ノ設立ヲ其筋へ請願スルコトヲ輔
 成會へ依頼スルコト

二十二、次ノ件ニツキ各監獄ヘノ要求ヲ輔成會ニ
 依頼スルコト(同上提出)
 (イ) 直接被保護者ニ關シテハ監獄ヨリ二十日
 以前ニ照會ノ件會テ要求セシ如ク勵行セラレ
 タキコト

(ロ) 間接被保護者ノ歸住地ヲ調査セズ若クハ
 調査不完全ノ儘ニテ保護會へ保護ヲ附托セラ
 レザルコト
 (ハ) 在監中ノ賞與金ハ直接本人ニ交付セズ保

決議 各員ノ意見ヲ聞取ルコトニ止ム
 十五、妻ヲ娶リ遣ル適當ノ時機(同上提出)
 委員會ハ付議スル事項ニアラスト認メ削除ス
 十六、被保護者ニ娛樂ヲ與フル方法(同上提出)
 決議 各會ノ狀況及ヒ各員ノ意見ヲ聞取ルコ
 トニ止ム

十七、輔成會ニ於テ各保護會ノ保護狀況ヲ取纏メ
 刊行ノ上配付ノ件(鹿兒島縣保護協會提出)
 委員會ハ目下ノ狀況ニ鑑ミテ實行不可能ト認
 メ削除ス

十八、保護スルモ到底効果ヲ奏シ難キモノ、保護
 若ハ處置ニ關スル適切ナル方法如何(同上提出)
 決議 退會ヲ命スルコト

十九、本省ノ支辨ニヨリ縣下樞要ノ地ニ出獄人收
 容所設置必要ノ件(大分橫灘和合會提出)
 委員會ハ實行不可能ト認メ削除ス

二十、甲保護會ヨリ乙保護會ニ保護ヲ依頼スル場
 合ニハ豫メ承諾ヲ受クヘキ筈ナルモ近來之ヲ怠

護會必ズ送附ノ件勵行セラレタキコト
 (ニ) 監獄ヨリ保護ノ照會ヲナスニ當リ別紙ノ
 各項目ヲ例記セラル様各監獄ニ依頼サレタキ
 コト

決議 (イ) 號ノ二十日ヲ「五十日」ニ改メ
 (ハ) 號ノ必スヲ「可成」ニ改メ(ニ) 號ヲ削リ
 可決ス

氏住本	名所籍	釋放年月日	釋放事由	釋放時之携 有金品	保護事由	教育程度	健康狀態	宗派寺院及 所在
犯	由	年月 日生	犯 狀	概 畧	罪名犯數	刑名刑期	在監中之行 業種及特	

種科類の	生育關係及 入獄前の生 活状態	性癖及嗜好	近親者の所 在及案行	交友關係	備考	監獄より 通信欄

二十三、免囚保護ノ目的ハ各自ノ性質技能ニ應ジ
自活ノ道ヲ講セシメ以テ犯罪ヲセシメサルニア
ルコトハ喫々ヲ要セサル所ナリ然ルニ我北海道
内僻地ノ監獄(舊集治監)在囚ハ十中八九重罪犯
ニシテ長期ノ刑ニ處セラレタル者ナルヲ以テ老
衰病者不具者低能者若クハ精神ニ異狀アルモノ
往々有之出獄後如何ニ保護スルモ到底自活ノ道
ヲ得ル能ハス之レ等ノ者ハ他ニ救濟事業ニ移ス
性質ノモノナレトモ如何セン地方ニ救濟機關ナ
ク之ヲ放棄シ置ケハ忽チ犯罪ヲ爲シ社會ニ害毒
ヲ流スハ當然ナリ故ニ止ムヲ得ス引受ケ救濟保

カ我輩ノ視ル所ニ由レハ二者何レモ否ラズ期ス
ル所ハ經費ノ足ラサルニ起因スルモノト断定ス
ルヲ憚ラサルナリ故ニ此際中央政府ヲシテ各地
方ノ官公衙ニ訓達シテ經費援助ノ道ヲ講セシム
ルコトヲ建議シテハ如何(同上提出)
委員會ハ實行不可能ト認メ削除ス
二十六、被保護者ノ成績良否ヲ調査スルコトハ最
モ必要事ナリ現下ノ狀況ハ表面ヨリ之レヲ見レ
ハ夫々機關ノ具備スルガ如クナレトモ裏面ヨリ
審査觀察スルトキハ尙缺陷ナキ能ハス其理由ハ
日々各地ニ顯ハルル處ノ犯罪者中初犯者ハ希少
ニシテ累犯者ノ夥多ナルハ蔽フ可ラサル事實ナ
リ之レ等ハ累犯者ハ出獄後直ニ歸宅シ保護會ニ
依ラサル者多キヲ占メ居ルコトナル可シト雖モ
被保護者ニモ絶無トハ云ヒ難シ就テハ將來犯罪
者アルコトニ當該官署ニ於テ其者ノ徑路ヲ取調
ベ若シ各地保護會ノ被保護者ナルトキハ直チニ
輔成會ヘ其旨ヲ通知シ同會ハ當該保護會ヘ通報

護スルガ故ニ多大ノ冗費ヲ要シ經濟上頗ル困難
ヲ來セリ各地方ニ於テモ如斯事實ハ絶無ナリト
云フ可ラス就テハ其取扱處分方法良案ナキヤ
(寺永慈憲)
(院提出)

委員會ハ二十一問題ニ包含スルモノト認メ削
除ス

二十四、出獄者中歸國旅費ナク又ハ不足ナルモノ
ニ對シテハ特ニ典獄ノ證明アル者ニ限り乗車船
賃割引ノ件ヲ輔成會ニ於テ各保護會ヲ代表シ其
筋ヘ請願シテハ如何(同上提出)

決議 輔成會以下ヲ一關係會社ヘ交渉方ヲ輔
成會ヘ依頼スルコトニ改ム

二十五、免囚保護ノ事業タル現社會ニ必要缺ク可
ラサル機關ニシテ今ヤ全國到ル處團體ニ個人ニ
數百ヲ以テ算フルニ至レリ然レドモ未ダ著シキ
好成績ヲ舉ケ一般ノ模範トナス可キモノハ恰モ
曉天ノ星ノ如クナルハ何ソヤ當事者ノ熱心努力
足ラサルカ抑又施設方法宜シキヲ得サルニ因ル

スルコトトシテハ如何(同上提出)

委員會ハ必要ナキモノト認メ削除ス

二十七、輔成會ヨリ隨時役員ヲ派遣シ各地保護事
業ノ實況ヲ精査シ現ニ見聞シタル事實ニ依リ善
惡可否ヲ忌憚ナク會報ニ掲載シ各自ノ參考トナ
ス方法ヲ設ケテハ如何(同上提出)

委員會ハ委員ヨリ輔成會ヘ實行ヲ求ムルコト
トシ削除ス

二十八、囚人ノ在監中囚徒ノ望ミ通りニ變職セザ
ルコト(小縣佛教會提出)

委員會ハ本問題ハ監獄當局者ニ於テ實行不可
能ト認メ削除ス

二十九、輔成會ニ於テ毎年開催ノ免囚保護事業講
習會ヲ各地ニ分設サレタキコト(京都府免囚保
護聯合會提出)

委員會ハ不必要ト認メ削除ス

三十、掖濟會ヲ經テ海員タラントスルモノハ出願
者ノ原籍町村長ヨリ入獄シタルコトナシト云フ

證明ヲ得ザレバ入會スルコトヲ得ズト云フ規定ヲ變更セラレタキコト(下關保護院提出)
 委員會ハ第二問題ニ含蓄セルモノト認めテ削除ス

三十一、出獄ノ際其監獄ヨリ歸住地ノ市町村長へ交付金ノ保管ヲ囑托シタル時嚴重ニ監督セララルコトヲ其筋へ交渉セララル様輔成會へ依頼スルコト
 決議 可決

三十二、保護會附近ノ監獄若クハ分監教誨師ハ時宜ヲ圖リ保護會ノ訪問ヲ爲スコト及遠隔ノ監獄ヨリ保護ヲ依頼シタル院主へ時々通信ヲ怠ラズ在監中ノ參考トナルベキ行狀若クハ感ゼシメタル事等ヲ再念セシムルノ必用アリ(同上提出)
 委員會ハ各地適宜ニスベキモノト認めテ削除ス

三十三、他縣へ歸住セシムル者又ハ歸住スル者ニ對シ家庭親族間ノ調和成リ居ルモ途中往々逃亡シテ歸住セザルモノアリ之レヲ全フスルノ方法

三十八、假出獄者ハ毎月警察ニ出頭スベキ筈ナルモ最寄巡查駐在所ニ出頭スレバ宜ロシキ様警察ニ交渉セラレタキ件(同上提出)
 委員會ハ現行ノ法規ヲ尊重スル意味ニ於テ之ヲ削除ス

三十九、保護名簿ヲ別紙ノ様式ニ改正シテハ如何(加能慈惠保護場提出)
 委員會ハ改正スルノ必要ヲ認めズトシテ削除ス

氏名	住所	釋放年月日	釋放事由	釋放監獄	保護開始年月日	保護事由	保護終了年月日	保護終了の年月日
			犯由					
			犯由					
		年月日						

無キヤ(山梨縣免囚保護聯合會提出)
 決議 車掌又ハ船舶事務長ニ保護長ニ保護ヲ依頼スルコト

三十四、關東、關西、適當ノ地ヲ擇ビ各一ヶ所宛聯合ノ解放囚徒ノ授産所ヲ設クルノ件(大阪佛教興生會提出)

委員會ハ實行不可能ト認めテ削除ス
 三十五、收容保護中ノ幼年釋放者ニシテ原籍不詳或ハ無籍者ノ自稱適齡時ニ於ケル兵役ハ如何ニスベキカ(横濱幼年保護會提出)

三十六、被保護者ニシテ無籍ノ者ニ對シ就籍シ與ヘントスルトキハ保護會ノ番地ヲ本籍地ト定メ可然哉(同上提出)
 委員會ハ前二問題ハ議スルニ及ハザルモノト認めテ削除ス

三十七、假出獄期間中兵役志願者ニ對シ許可スベキ様海陸軍省ニ交渉セラレ度キ件(同上提出)
 委員會ハ議スベカラザルモノト認めテ削除ス

會の委託を受けし保護者の住所氏名	概 畧
近親者の氏名職業住所	罪名犯數
宗派寺院	刑名刑期
前科の種類	平素職業
種 類	教育程度
性癖嗜好	在監中の行狀及特技
交友關係	健康狀態
備考	
保護中の記事	

四十、保護費目中ニ備品費、消耗費ノ二項目ヲ設算スル件(國館助成會提出)
 本案ニ付テハ會議ニ於テ修正說及委員付託說成立セシモ共ニ少數ニシテ更ニ原案賛成者モ亦少數ナリ故ニ自然消滅セリ

タル目的ニ使用シ能ハサリシ故許可ヲ取消シ誤
拂トシテ歳入ニ返納セシムルヲ正當トスルヤ若
シ後段ノ如ク返納セル場合ハ本人ノ作業賞與金
計算高ハ自然復舊スヘキモノナリヤ

左記會計事務解説ハ司法省會計課員ノ談ナリ
○任地變更ト赴任手當ノ支給

甲應職員出張、歸省其他ノ事由ニ因リ乙地ニ滞在
中乙地所在ノ官廳ニ轉任又ハ轉勤ヲ命ゼラレ直ニ
右乙地所在ノ官廳ニ勤務シタル場合ニ於テモ内國
旅費規則第六條ニ依リ赴任手當ヲ支給スヘキモノ
トス蓋シ赴任手當ハ鐵道賃、船賃及車馬賃ト異ナ
リ現ニ旅行ヲ爲シタルト否トヲ問ハス任地變更ノ
手當トシテ支給セララルモノニシテ同條ニ鐵道賃
船賃及車馬賃ノ額ニ相當スル赴任手當トアルハ單
ニ其算定ノ方法ヲ規定シタルニ過キササルナリ

○製品及素品ノ運搬ヲ小包郵便ニ託スル場合ノ取
扱方
製品及素品ニシテ量目僅少ナルモノノ運搬ヲ要ス

ル場合ニ於テハ豫メ郵便切手ヲ購入シ置キ小包郵
便ヲ以テ送付スルモ差支ナキモノトス而シテ右郵
便切手ハ在監人費ノ項就役費ノ目運搬費ノ節ヨリ
支出購入シ置キ分任物品會計官吏ニ於テ發送簿ヲ
設ケ保管出納ヲ證明スルヲ相當トス
○會計法第十八條ニ所謂政府ノ負債ノ解釋
會計法第十八條ニ所謂政府ノ負債トハ其發生原因
ノ公法上ヨリ來リタルト私法上ヨリ來リタルトヲ
問ハス總テ政府ニ於テ仕拂ヲ爲スヘキ義務アル金
額ヲ謂フ詳言スレハ仕拂命令官ニ於テ仕拂ノ義務
アリト決定セルモ未タ仕拂命令ヲ發セサルモノ若
クハ既ニ仕拂命令ヲ發シタルモ未タ金庫ニ於テ仕
拂ノ手續ヲ爲ササルモノ其他當然仕拂フヘキ義務
ヲ有スル金額ヲ總稱スルモノトス

勝友叢書
第一編

迷の跡

全一册 菊版二百二十二頁
實費郵送料共 金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人
の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歴に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教
訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり
大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版 百五十八頁
挿圖 百九十五個
實費郵稅共 金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説
述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明
カナリ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正四年十一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百七拾番地
松隈房吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地
同勞舍
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院